

国交省からの情報提供

目 次

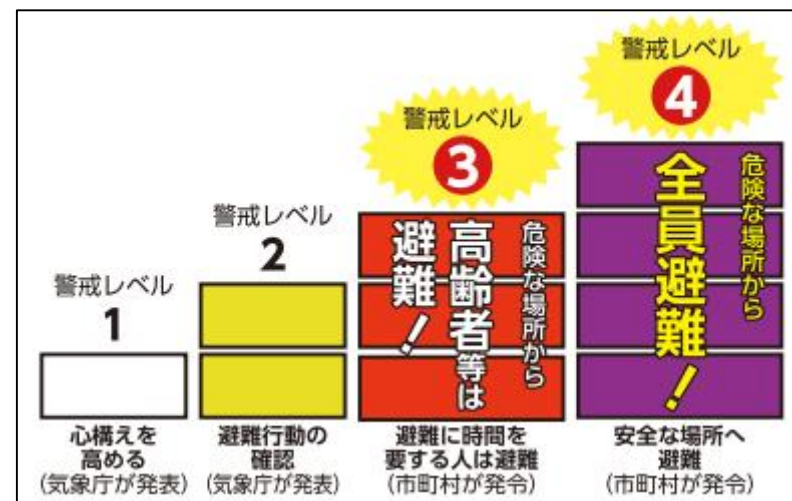
1.令和 8 年 5 月 2 9 日から運用する水災害に関する発表情報について	1P
2.ワンコイン浸水センサ実証実験について	17P
3.水害リスク情報のオープンデータ化について	31P
4.浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消について	34P
5.ハザードマップのユニバーサルデザイン化について	39P
6.要配慮者利用施設の避難確保の取組について	42P
7.まるごとまちごとハザードマップについて	50P
8.マイ・タイムラインについて	53P
9.広域自治体連携ミーティングについて	56P

1.令和 8 年 5 月 2 9 日から運用する 水災害に関する発表情報について

令和8年5月29日から運用する 水災害に関する発表情報について

令和8年5月14日
河川情報企画室

- ▶ 住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理。（平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、令和元年出水期から運用開始。）
- ▶ その後、令和3年の災害対策基本法改正により、警戒レベル4にあたる避難勧告と避難指示が避難指示に一本化。



❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」(内閣府(防災担当))より

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))より

避難情報に関するガイドライン

(令和4年9月更新)

避難情報に関するガイドライン

令和3年5月

内閣府（防災担当）

○本ガイドラインは、各市町村が
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の
発令基準や伝達方法、防災体制等を検討する
にあたって、参考とすべき事項を示したもの

○避難情報に関して参考となる情報を
「関連情報」として掲載

【ガイドラインに示す事項】

- 1.避難に関する責務等
- 2.避難行動（安全確保行動）
- 3.避難情報と防災気象情報
- 4.発令基準例
- 5.情報伝達例
- 6.要配慮者等の避難
- 7.広域避難
- 8.市町村の体制と災害時対応の流れ
- 9.平時の普及啓発

■避難情報に関するガイドラインの改定（令和8年3月改定）

URL：https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

避難情報に関するガイドライン

警戒レベル4「避難指示」の発令基準の設定例（洪水予報河川）

レベル4 氾濫危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。

<確認情報・計測情報>

- 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）
- 2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）
 - ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生
 - ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
 - ③A川に流入するC川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）
 - ④〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

<推定・予測情報>

- 3：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5水位）である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）
- 4：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※夜間から明け方であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。

※発令基準例5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

避難情報に関するガイドライン

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例（洪水予報河川）

レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を促したい場合は、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

<確認情報>

- 1：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合

<計測情報>

- 2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- 3：A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合
- ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
 - ②A川に流入するC川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）
 - ③〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

<推定・予測情報>

- 4：洪水予測によるA川のB水位観測所の水位予測で、氾濫発生水位（レベル5水位）を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合
- 5：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。

※発令基準1～2に該当する場合は、河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報[洪水]）の発表基準となっている。躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。

※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

避難情報に関するガイドライン

【警戒レベル4】避難指示（水位周知河川）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険情報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。

<確認情報・計測情報>

- 1：A 川の B 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）である〇〇m に到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇m に到達したと確認された場合）
- 2：A 川の B 水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5 として発表）
 - ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生
 - ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
 - ③A 川に流入する C 川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）
 - ④〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

<推定・予測情報>

- 3：A 川の B 水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である〇〇m を越えた状態で、B 地点上流の水位観測所の水位の状況から、B 地点の急激な水位上昇のおそれがある場合
 - 4：A 川の B 水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である〇〇m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - ①レベル4 大雨危険情報が発表され、A 川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4 相当情報[洪水]）が出現した場合（※レベル4 大雨危険情報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
 - ②B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、又は時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）
 - 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
 - 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警戒の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令すること。
- ※発令基準例5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

【警戒レベル5】緊急安全確保（水位周知河川）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定例

レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

<確認情報>

- 1：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合

<計測情報>

- 2：A 川の B 水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5 水位）である〇〇m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- 3：A 川の B 水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合
 - ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
 - ②A 川に流入する C 川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）
 - ③〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

<推定・予測情報>

- 4：A 川の B 水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）を超えた状態で、B 地点上流の水位観測所の水位の状況から、B 地点で氾濫のおそれがある場合
 - 5：A 川の B 水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）を超えた状態で、A 川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5 相当情報[洪水]）が出現した場合
 - 6：レベル5 大雨特別警報が発表され、A 川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- ※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。
- ※発令基準1～2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5 氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報[洪水]）を発表することとなっており、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。
- ※発令基準例5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。
- ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4＝避難指示、警戒レベル3＝高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

<警戒レベル4までに必ず避難！>

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）

警戒 レベル 相当 情報	防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報 高潮発生情報
4 相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3 相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2 相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1 相当					

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

氾濫通報等と新しい防災気象情報について

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨※4 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	※1、2 レベル5 氾濫特別警報	※2 レベル5 氾濫発生情報	※2 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	※1、2、5 レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	※3 レベル4 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※1 レベル5 氾濫特別警報とレベル5 氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮特別警報とレベル5 高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。

※2 レベル5 氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4 氾濫危険情報以外の運用は任意）。

※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

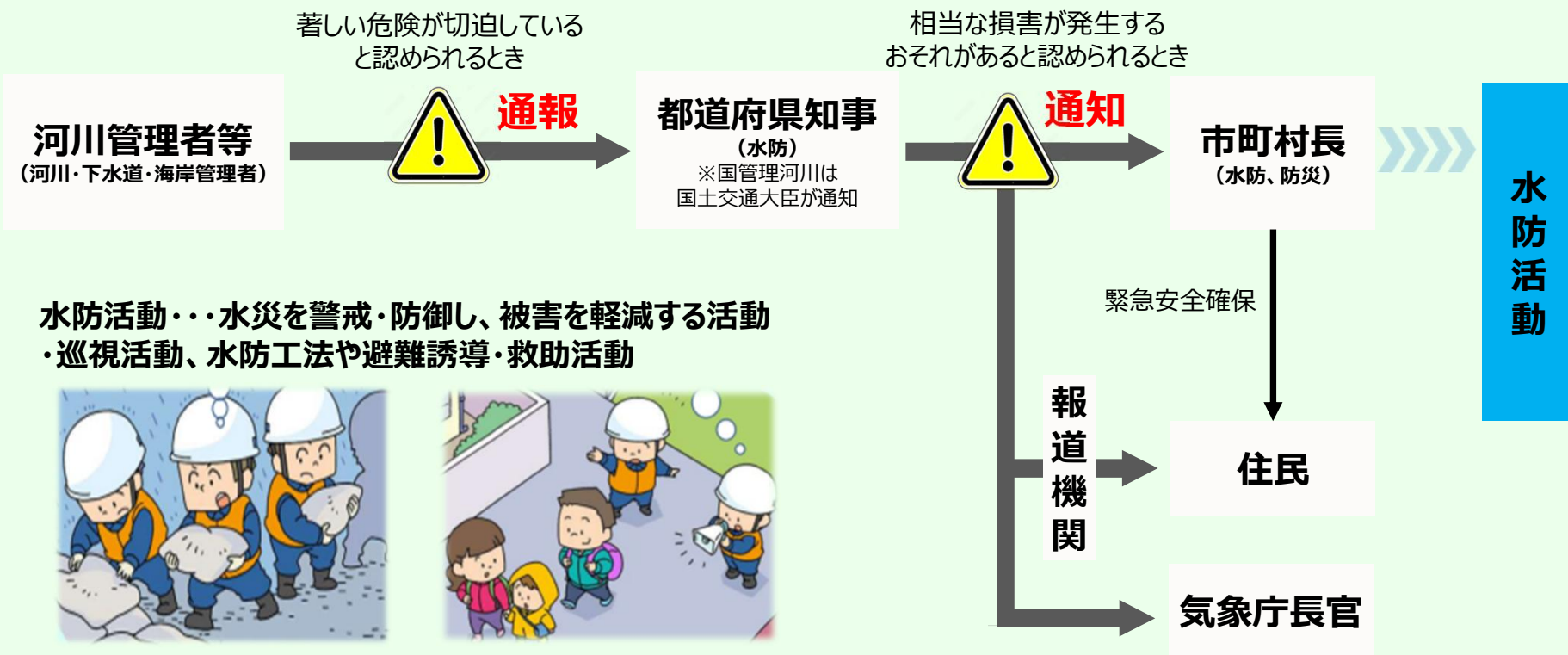
※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※ 通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

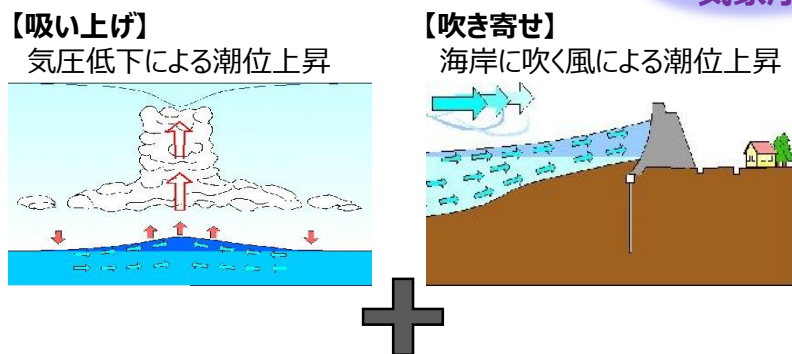
新たな通報制度の概要



高潮の共同予報・警報の創設

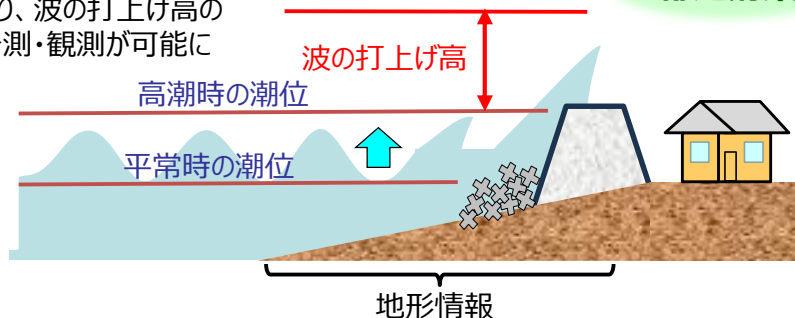
- 現在の高潮の予報・警報は、気象庁が「**吸い上げ**」及び「**吹き寄せ**」の要素を基に実施しているが、海岸地形や施設を考慮した「**波の打上げ高**」を反映することで、より精緻な高潮予報が可能。
- 国土交通省において都道府県と協力し、**波の打上げ高を予測・観測できるシステムを構築**（令和8年から本格運用を予定）。
- **気象庁**の潮位予測、**国土交通省**の波の打上げ高予測、**都道府県**の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、**三者で共同して予報・警報を実施**。

■ 現在の高潮予報・警報

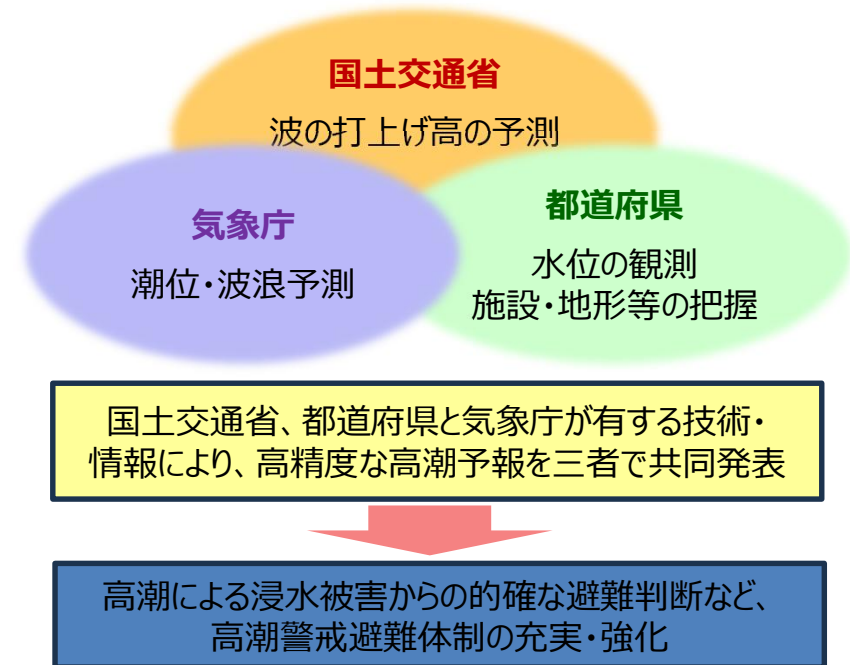


■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



■ 三者による共同予報・警報の創設

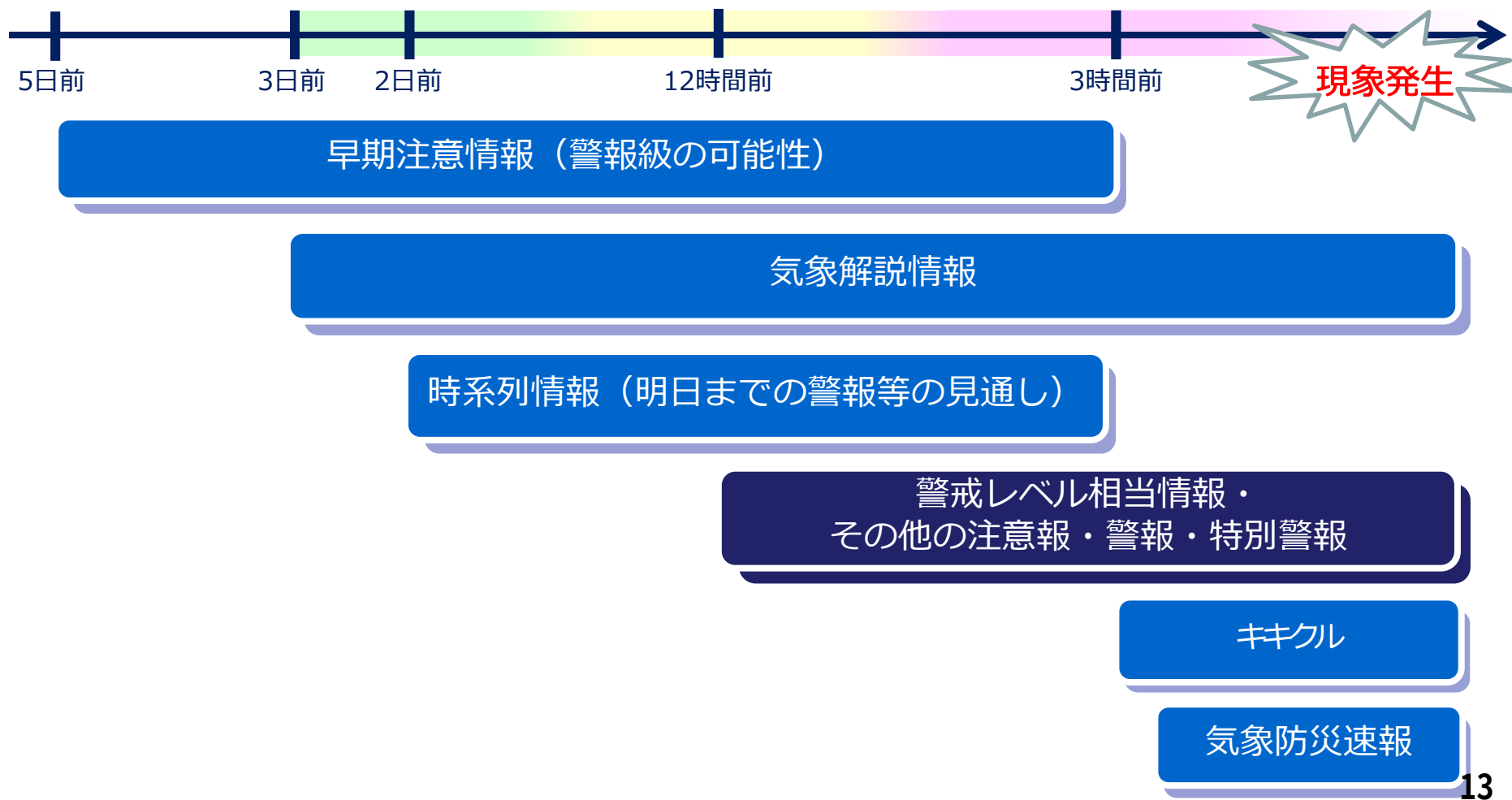


※高潮予報海岸では、従来の潮位のみを考慮した潮位基準と 新たに波の打上げ高を考慮した水位基準を加えた 2つの発表基準を設定して高潮予報を発表。

参考資料

段階的に発表される防災気象情報

- 警戒レベル相当情報とあわせて、**段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用**することが重要です。
 - 早期注意情報や時系列情報等は、心構えを高め、事前の体制確保の検討に活用。
 - キキクルや気象防災速報は、避難の判断や後押しに活用してください。



- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を発表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日					3日	4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-

明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

全国の時系列情報（明日までの警報等の見通し）													
2025年02月17日17時00分発表													
北海道地方		17日		18日						19日	備考・関連する現象		
		18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24		
1時間最大雨量 (mm)		100	100	50	50	30	30	10	10	10	10		
24時間最大雨量 (mm)		100											
大雨													
土砂災害													
暴風 (m/s)		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
6時間最大降雪量 (cm)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24時間最大降雪量 (cm)		0											
大雪													
波浪 (m)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
高潮													
潮位 (m)		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
雷													
融雪													
濃霧													
着氷													
着雪													
乾燥													
最小温度 (℃)		35						35				35	
なだれ													
低温													
霜													

■ 災害切迫

特別警報基準を超えると予想される時間帯

■ 危険

危険警報基準を超えると予想される時間帯
(土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)

■ 警戒

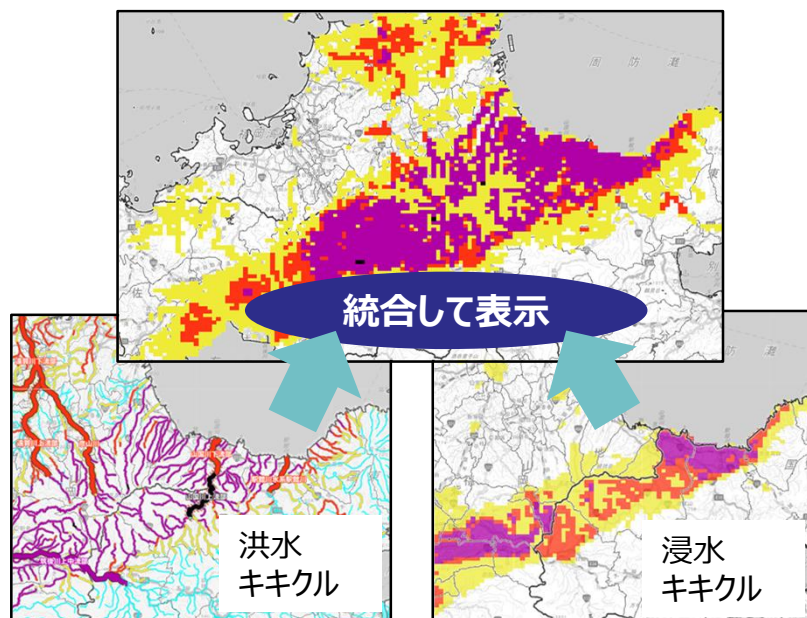
警報基準を超えると予想される時間帯
(土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)

■ 注意

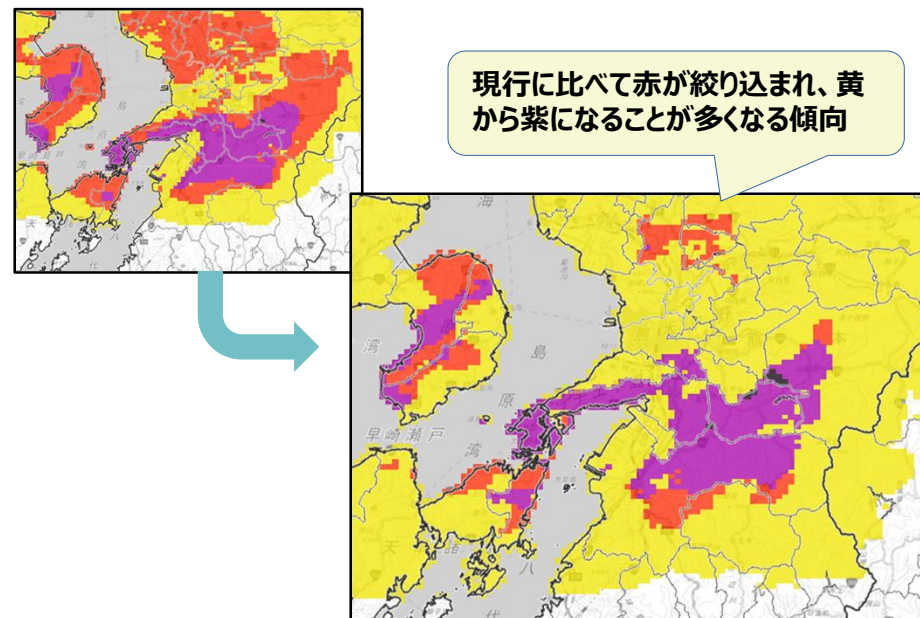
注意報基準を超えると予想される時間帯
(高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

- 大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、**危険度が高まっている地域を確認**するにはキキクルを活用してください。
- 「**大雨キキクル**」は、**大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示**するもので、大雨に関する情報に対応しています。
- 「**土砂キキクル**」は、土砂災害の危険度を表示するものです。表示方法は従来と変わりませんが、以下の特性の変化に留意が必要です。
 - 現行に比べ、警戒（赤色）の判定が狭く、**注意（黄色）から危険（紫色）のケースが多くなります。**
 - 4～6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合には、**警戒（赤色）の判定が出ていないことがあります。**

大雨キキクル（イメージ）



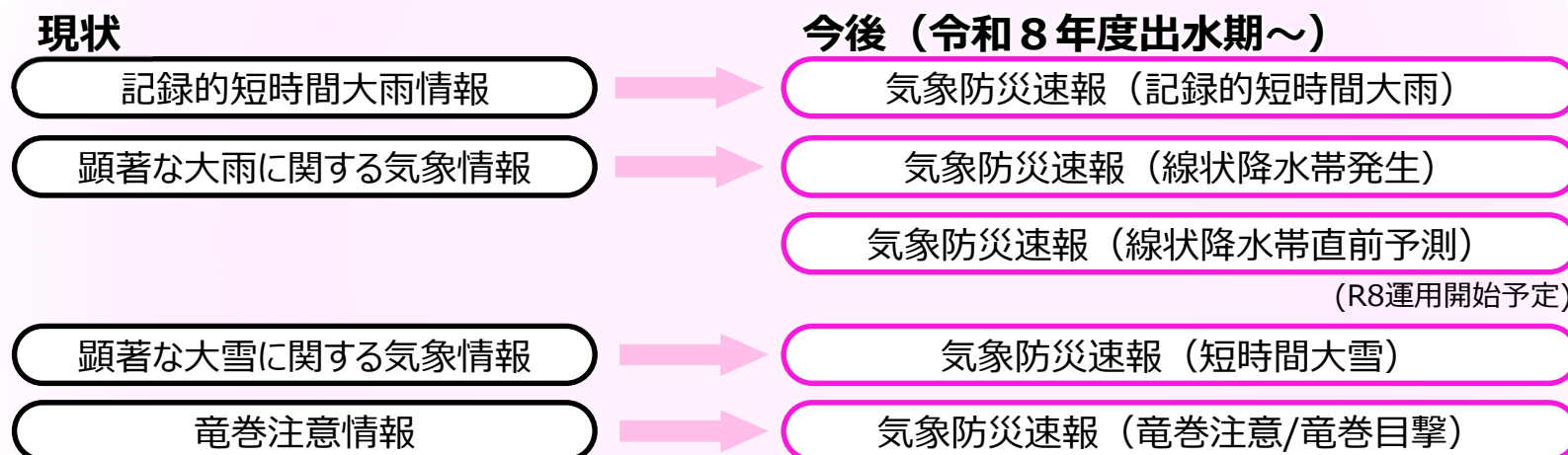
土砂キキクルの特性変化（イメージ）



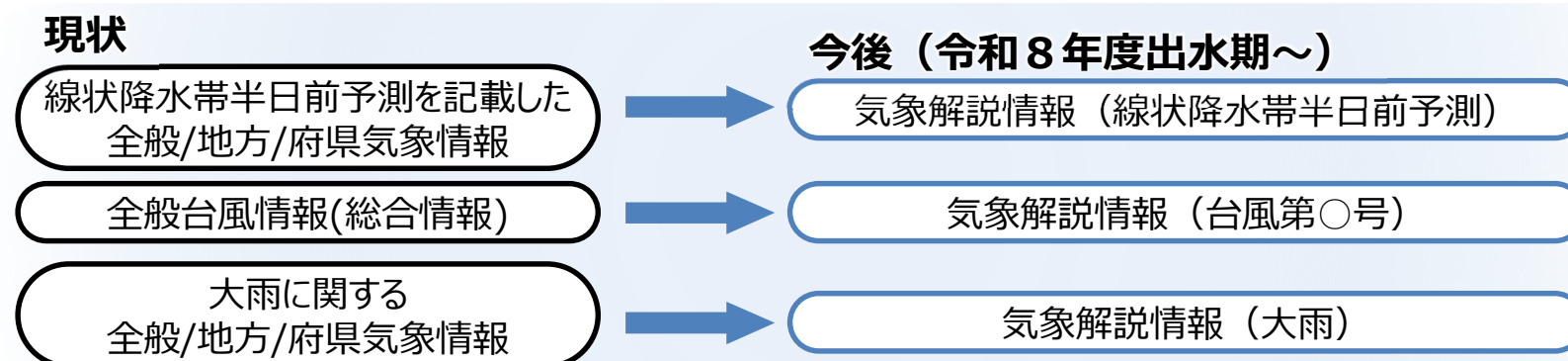
気象庁HPでは現行の洪水キキクルと浸水キキクルも切り替えて閲覧可能

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表します。**
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表します。

気象防災速報 … 極端な現象を速報的に伝える情報（府県単位でのみ発表）



気象解説情報 … 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報（全国・地方・府県単位で発表）



2.ワンコイン浸水センサ実証実験について

官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中！



ワンコイン浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている浸水センサ

・小型
・低コスト
・長寿命

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム



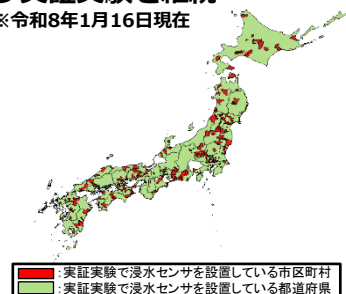
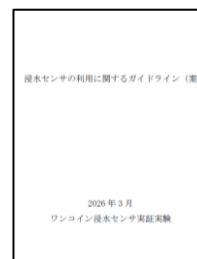
浸水センサ表示システムのイメージ（広域&拡大）

ワンコイン浸水センサ実証実験の実施状況

- ・浸水センサの共通仕様を改定
- ・浸水センサの利用に関するガイドライン（案）を作成

引き続き、全国233の市町村をフィールドとして浸水センサ実証実験を継続

※令和8年1月16日現在



浸水センサ



浸水検知状況（美波町）



浸水センサ



浸水検知状況（岡崎市）

自動販売機搭載型浸水センサの事例

自動販売機本体



浸水センサ

自動販売機の飲料等の売上で浸水センサの設置・運用・維持管理を賄うもの。

店舗数地域内に浸水センサを設置し、地域の浸水情報収集に貢献
大創産業、国土交通省の「浸水センサ実証実験」に参加
DAISO 店舗に「自動販売機搭載型浸水センサ」初導入
～2026年3月末までに46店舗への導入を予定～



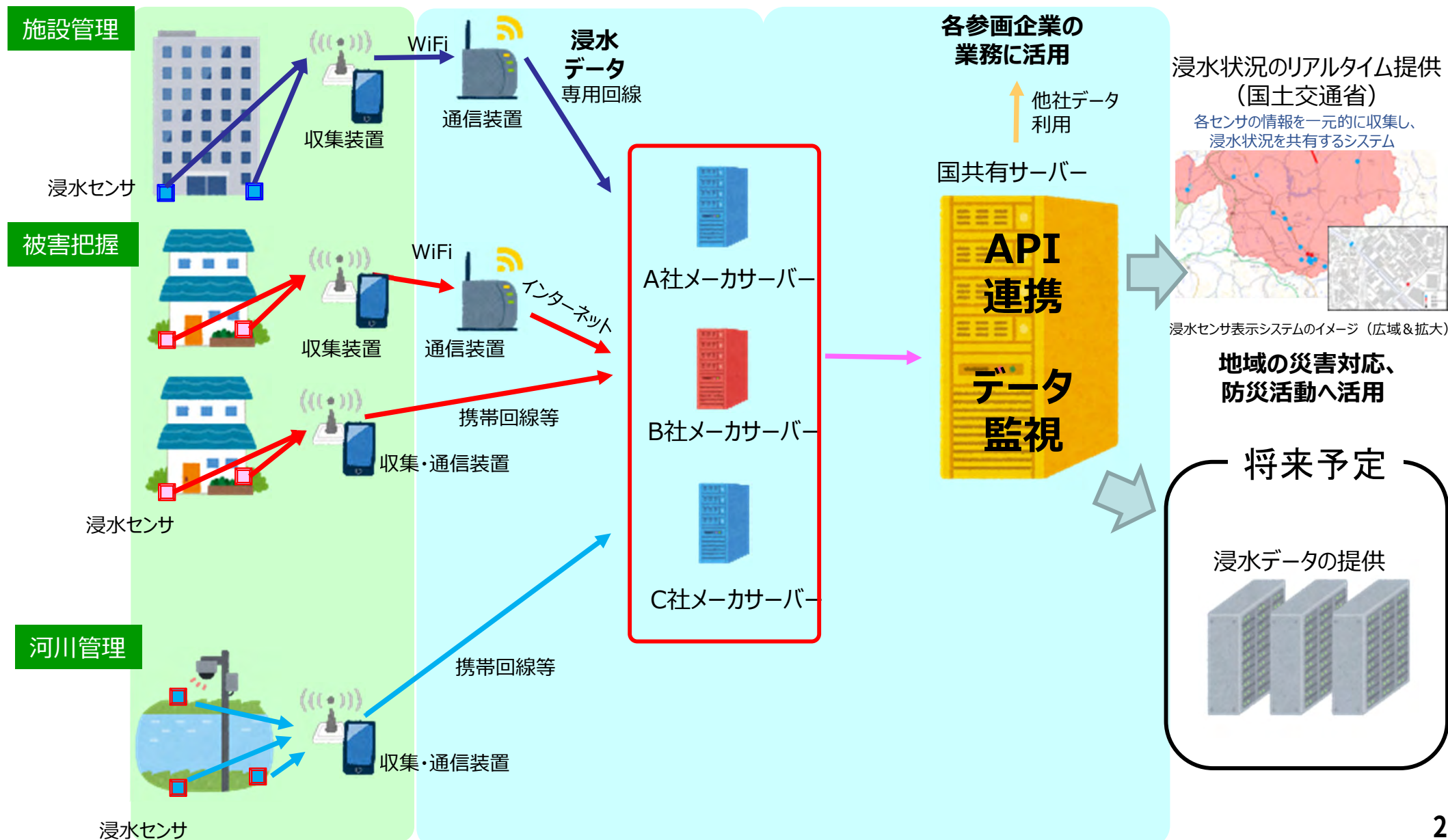
出典：(株)大創産業ホームページ

ワンコイン浸水センサ実証実験参加から 浸水センサシステムへの登録等のフロー

データ収集

共有

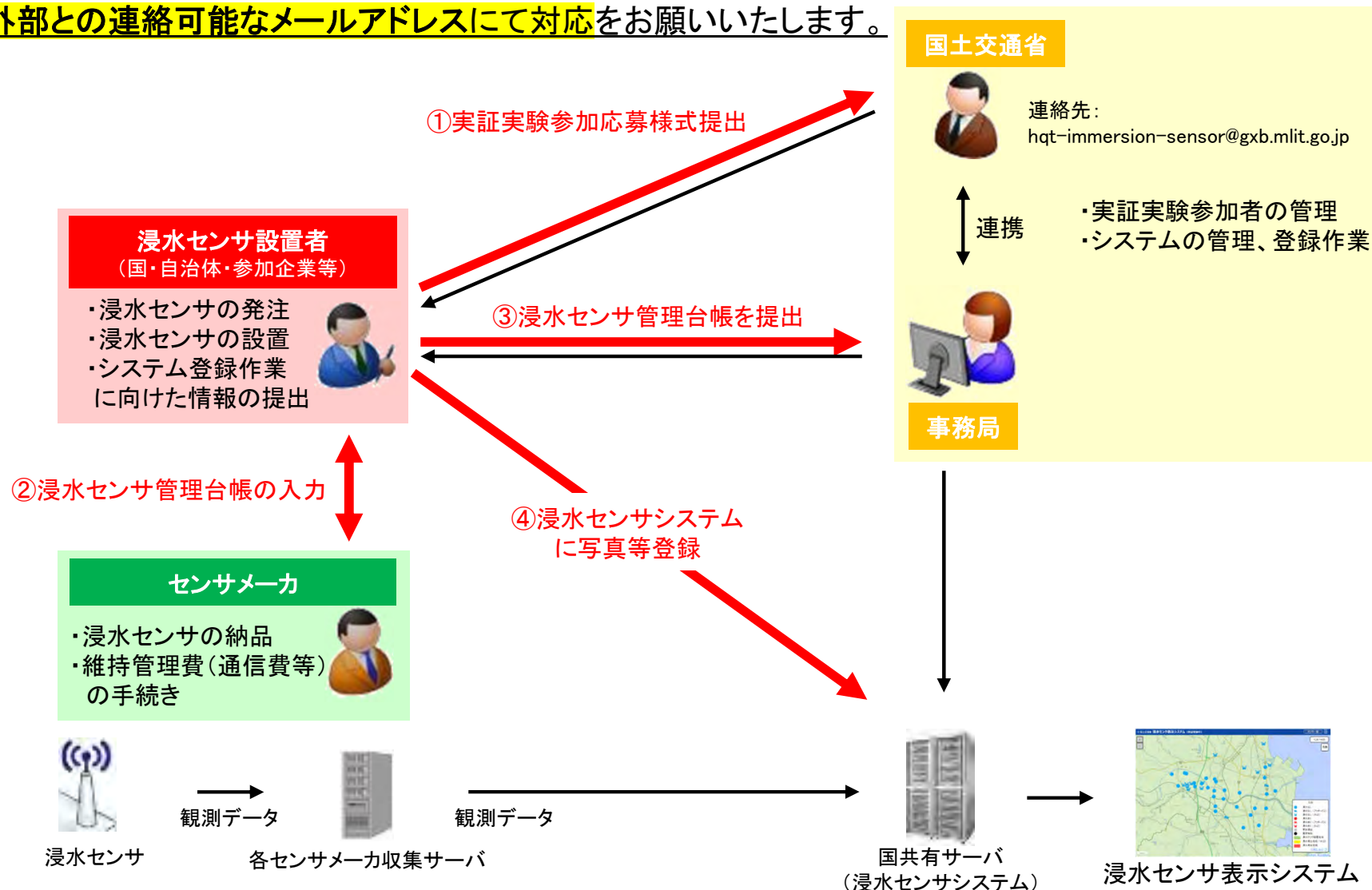
外部提供

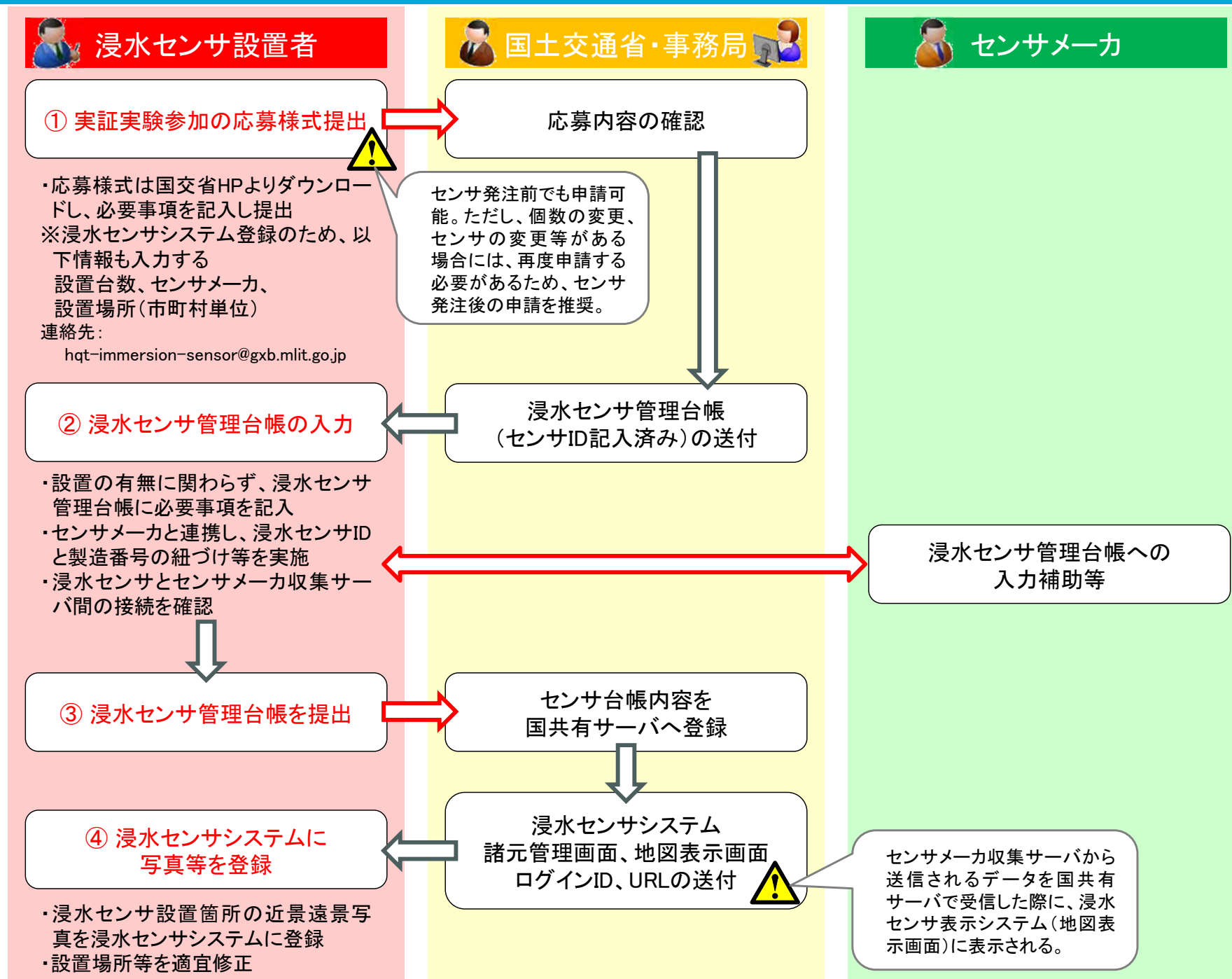


※赤字部分が主にセンサ設置者が行う作業になります。

※国土交通省 & 事務局へ提出いただく時のメールアドレス hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp

※hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp (事務局) へのメール送信にあたって、行政専用メールアドレス (例: lg.jp) ではなく、**外部との連絡可能なメールアドレスにて対応**をお願いいたします。





浸水センサ管理台帳について：事務局よりセンサID等を割り振った諸元一覧（メタデータ）ひな形・入力に関するマニュアルを各センサ管理者に配布しますので、各センサの位置情報等必要情報を記入後、事務局へ提出願います。

【緯度経度の測り方】

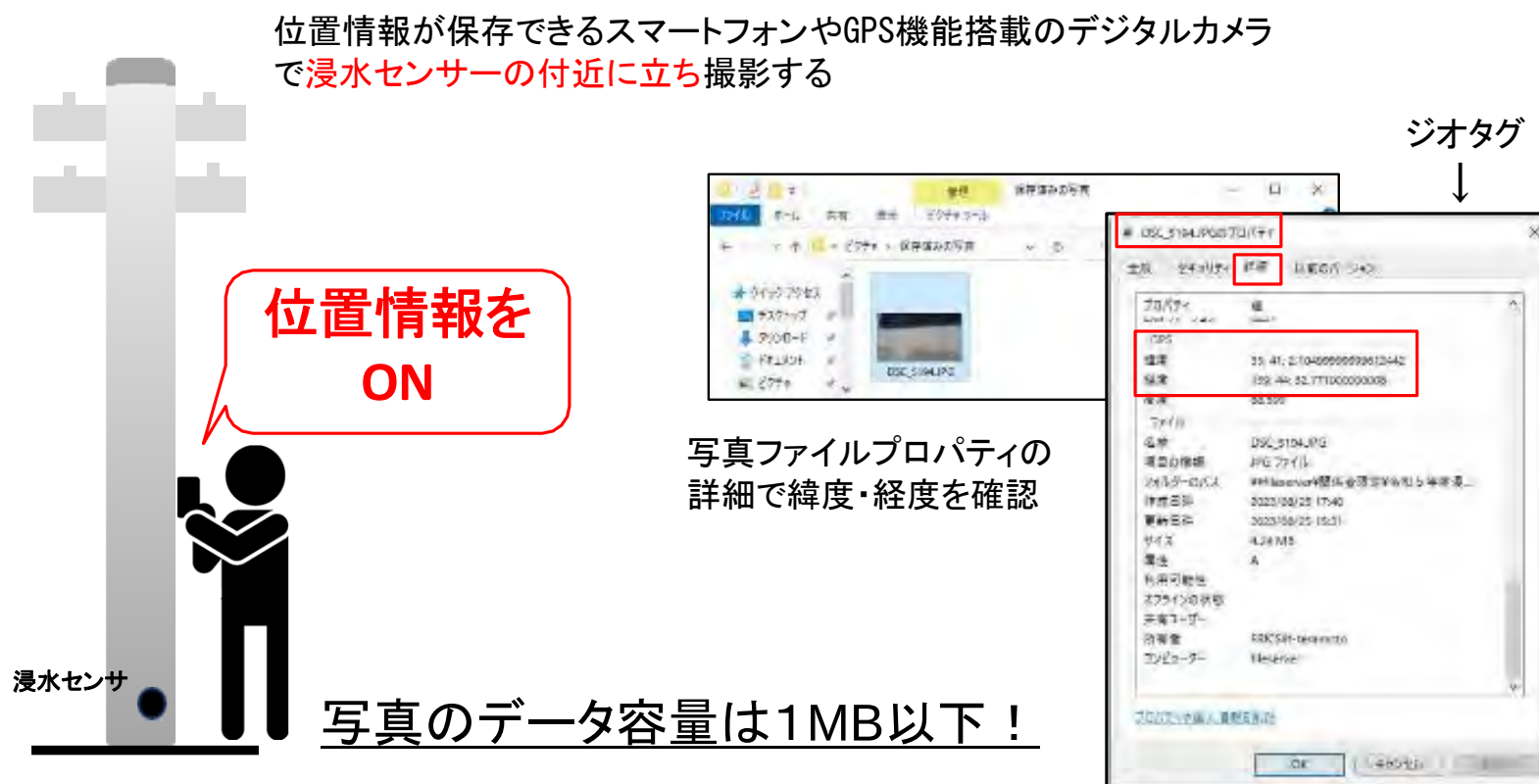
①Webサイトより取得(推奨)

Googleマップの場合 当該位置にポインターを合わせて右クリックすると緯度・経度が表示されます



②スマートフォンで写真を撮る

デジタル写真にはGPS機能により緯度、経度が記録される「ジオタグ」というものがあり機種によって呼び方が異なりますが「ジオタグ」「GPS」「位置情報を保存」などの表現があり記録の設定が必要です。スマートフォン端末の設定で、位置情報の「ON」ならびに写真に位置情報を記録 の設定を行う必要があります。スマートフォンの位置情報(緯度・経度)はずれる可能性があります。

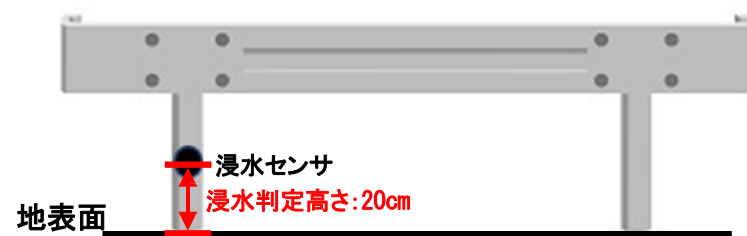
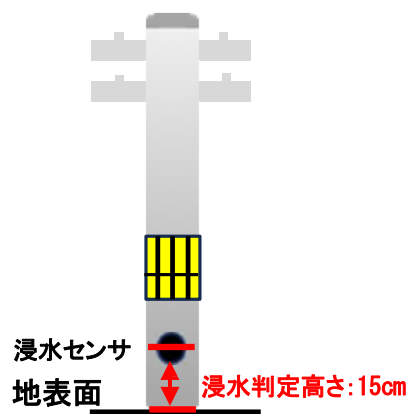


管理台帳を事務局へ提出いただき、事務局にて管理台帳の情報をシステム登録します
登録が完了しましたら、事務局より登録完了の連絡をいたします
その連絡後に浸水センサシステム(管理画面)にて緯度・経度等の登録情報の確認をしてください
浸水センサの設置写真のデータ容量は**1MB以下**で登録してください

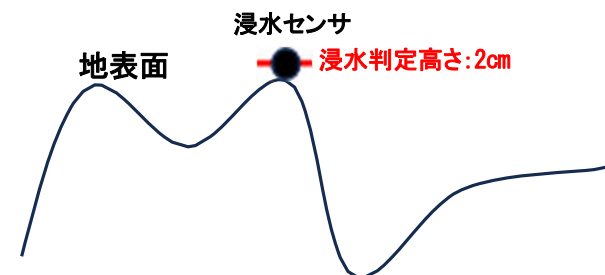
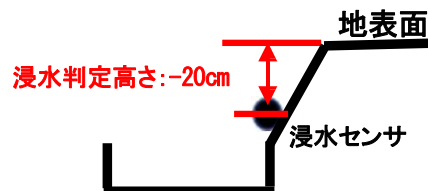
設置した箇所(地盤・道路面)から浸水センサ検知部分までの高さを計測する

※浸水センサ毎に定められた浸水判定高さを基にしてください

①電柱・道路標識等に設置の場合



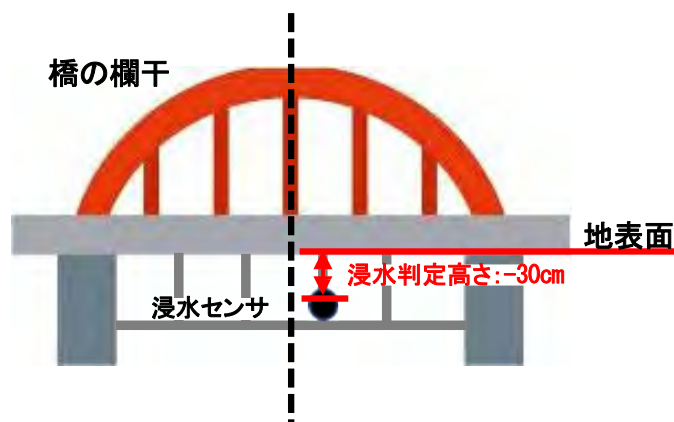
②堤防・用水路壁面等に設置の場合



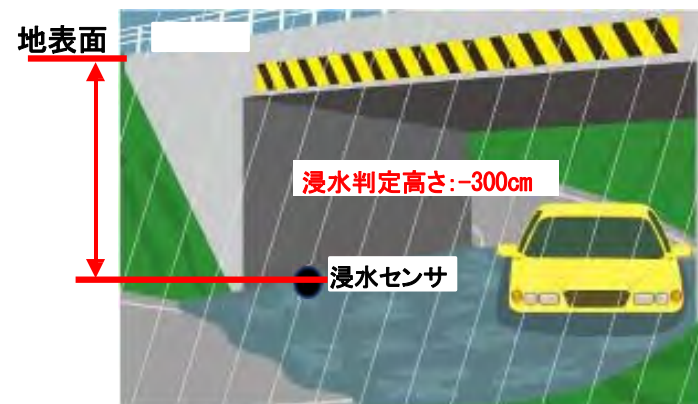
設置した箇所(地盤・道路面)から浸水センサ検知部分までの高さを計測する

※浸水センサ毎に定められた浸水判定高さを基にしてください

③橋の下 橋の欄干等に設置の場合



④アンダーパスに設置の場合



浸水センサ共通仕様（改定案）

令和8年3月

浸水センサ共通仕様改定案については、以下の方針で検討を進めた結果をとりまとめたものである。

・センサの設置の普及・拡大のために、調達者が公正な取引の中で一定の水準を満たしたセンサを選定する必要があることを踏まえ、必要基準・推奨基準を見直した。

・必要基準は、センサ購入・設置におけるセンサの製品として守るべき基準を定めたものであり、推奨基準は、必要基準に加えて一定の品質を担保する上で特殊なケース等に対応するために定めたものである。

項目	細項目		共通仕様に定めること		今回提示の共通仕様改定案	
					共通仕様（案）	必要基準
１．浸水センサシステム全般	(1) 機器の表示		ラベル			設置者名、センサIDや連絡先等を記載したラベルを貼る。
	(2) 観測等の機能		浸水検知方法		・ 浸水判定高さを超過した浸水が発生しシステムの浸水判定機構が、浸水と判定した場合に、速やかに共有サーバに送信できること。 ・ 浸水判定高さ以下になった場合は浸水が解消したことを共有サーバに送信できること（センサが稼働している場合）。	－
			浸水判定高さに達した時刻から浸水センサが浸水センサ表示システム（国共有サーバ）まで「浸水」データを送る時間		国交省のサーバへの浸水時データの送信間隔：５分以上１０分以下（浸水センサ表示システムでの画面表示が5分毎に更新されるため、通信は5分以上とする）	－
			死活監視		センサの通信が正常に稼働していることを1日1回確認可能であること。	浸水センサ（検知部）及びセンサの通信が正常に稼働していることを1日に1回確認可能であること
２．浸水センサ、中継器、通信装置等の各共通性能	2-1 分離型	(1) 浸水センサ	要求性能	防水機能	IPX7相当以上	－
	(2) 浸水センサ計測部	要求性能	動作温度		-10℃～60℃	-20℃～60℃
			電池寿命		3年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）	5年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）
			無線に関する通信性		製品に対する技術適合基準認証あるいは工事設計認証を有すること	－
			耐久性		製品に対するJIS相当による衝撃試験で確認された耐久性を有すること	－
			耐湿性		製品に対するJIS相当による高温多湿試験で確認された耐湿性を有すること	－
			避電性		－	－
			製品性能証明（試験成績）		上記に示す要求性能（防水性・耐久性・耐湿性）で規定した品質を確保した証明書を提出すること	－
２．浸水センサ、中継器、通信装置等の各共通性能	2-1 分離型	(3) 中継装置	要求性能	防水機能	防水機能のある収容箱への収納により屋外で利用可能であること	屋外で利用可能であること
				動作温度	-10℃～60℃	-20℃～60℃
				電源又は電池等	商用電源（100V）又は電池等で稼働する場合は電池寿命3年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）	－
				無線に関する通信性	製品に対する技術適合基準認証あるいは工事設計認証を有すること	－
				耐久性	製品に対するJIS相当による衝撃試験で確認された耐久性を有すること	－
				耐湿性	製品に対するJIS相当による高温多湿試験で確認された耐湿性を有すること	－
				避電性	商用電源（100V）を引き込む必要があるときは、誘電雷の予防・遮断機能を有すること	－
		製品性能証明（試験成績）		・ 上記に示す要求性能（防水性・耐久性・耐湿性）で規定した品質を確保した証明書を提出すること ・ 商用電源を引き込む必要のあるタイプのときは、上記に示す要求性能に加え避電性が確保された証明書を提出すること	－	
		(4) 通信装置	要求性能	防水機能	防水機能のある収容箱への収納により屋外で利用可能であること	屋外で利用可能であること
				動作温度	-10℃～60℃	-20℃～60℃
	電源又は電池等			商用電源（100V）又は電池等で稼働する場合は電池寿命3年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）	－	
	無線に関する通信性			製品に対する技術適合基準認証あるいは工事設計認証を有すること	－	
	耐久性			製品に対するJIS相当による衝撃試験で確認された耐久性を有すること	－	
	耐湿性			製品に対するJIS相当による高温多湿試験で確認された耐湿性を有すること	－	
	避電性			商用電源（100V）を引き込む必要があるときは、誘電雷の予防・遮断機能を有すること	－	
	製品性能証明（試験成績）		・ 上記に示す要求性能（防水性・耐久性・耐湿性）で規定した品質を確保した証明書を提出すること ・ 商用電源を引き込む必要のあるタイプのときは、上記に示す要求性能に加え避電性が確保された証明書を提出すること	－		

項目	細項目	共通仕様に定めること		共通仕様（案） 必要基準	共通仕様（案） 推奨基準
2．浸水センサ、中継器、通信装置等の各共通性能	2-2 一体型 ※上記2-1（2）～（4）が一つの躯体の中に集約されたセンサ機器	要求性能	防水機能	IPX7相当以上	－
			動作温度	-10℃～60℃	-20℃～60℃
			電池寿命	3年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）	5年以上（1日1回の死活監視と年間60回の通信を想定した電池寿命）
			無線に関する通信性	製品に対する技術適合基準認証あるいは工事設計認証を有すること	－
			耐久性	製品に対するJIS相当による衝撃試験で確認された耐久性を有すること	－
			耐湿性	製品に対するJIS相当による衝撃試験で確認された耐久性を有すること	－
			避電性	商用電源（100V）を引き込む必要があるときは、誘電雷の予防・遮断機能を有すること	－
		製品性能証明（試験成績）		・上記に示す要求性能（防水性・耐久性・耐湿性）で規定した品質を確保した証明書を提出すること ・商用電源を引き込む必要のあるタイプのときは、上記に示す要求性能に加え避電性が確保された証明書を提出すること	－
3．設置作業・点検基準	（1）電波環境	通信エリア		利用する電波が通信可能であることを確認すること	－
	（2）設置者・作業者の資格要件	設置者・作業者の資格要件		商用電源の工事をする場合は、第2種電気工事士を有すること	－
4．収集サーバ～共有サーバの共通事項	送信基準	通信プロトコル		Web API（HTTPS）	－
		データフォーマット		JSON	－
		送信内容（観測データ）		・送信内容（観測データ） ・センサ管理者コード(5桁) ・センサID ・センサメーカーコード(3桁) ・観測日付、時刻（浸水が開始した時刻、浸水検知時刻） ・浸水状況「0:浸水なし, 1:浸水あり」 ・センサステータス：機器状態コード、センサ固有状態コード、バッテリー情報等 ⇒機器状態コードは「0:正常, 1:センサ異常」等の定数値で詳細内容はセンサ固有状態コードで確認可能とする。	－
		通信回線		インターネット	－
5．観測データの共有方法	（1）送信タイミング	送信タイミング		浸水判定されている期間又は死活監視時に送信	－
	（2）通信間隔	国交省サーバへの通信間隔		・浸水時データの送信間隔：5分以上10分以下 （浸水センサ表示システムでの画面表示が5分毎に更新されるため、通信は5分以上とする） ・浸水が解消してから3回浸水なしの観測データを共有サーバに送信する ・死活監視時データ送信間隔：おおむね1日1回（「浸水なし」データを送信）	－

浸水センサの利用に関するガイドライン（案）

2026 年 3 月

ワンコイン浸水センサ実証実験

233の市区町村で実証実験が行われています（令和8年1月16日時点）

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する 企業・団体等
1	北海道 千歳市	
2	北海道 滝川市	合同会社サン技術研究所
3	北海道 恵庭市	合同会社サン技術研究所
4	北海道 今金町	(株) リブテック
5	北海道 鷹栖町	
6	北海道 美瑛町	
7	北海道 中富良野町	
8	北海道 豊真町	日本工営（株）
9	北海道 厚真町	
10	北海道 むかわ町	
11	北海道 音更町	(株) 北開水エコンサルタント (株) ブューシャ
12	北海道 新得町	(株) 水エリサーチ・北海道大学・（株）ラビユー
13	北海道 白糠町	(株) 機研エンジニアリング
14	北海道 標津町	
15	青森県 むつ市	
16	青森県 鯉ヶ沢町	青森県県土整備部河川砂防課 (株) 日立製作所・青森県 三八地域県民局・青森 県 県土整備部 河川砂防課
17	青森県 南部町	
18	岩手県 盛岡市	国立大学法人岩手大学
19	岩手県 紫波町	国立大学法人岩手大学
20	岩手県 矢巾町	国立大学法人岩手大学
21	宮城県 仙台市	
22	宮城県 大崎市	一般財団法人 日本気象協会
23	宮城県 大河原町	
24	宮城県 大郷町	(株) ティディイー 宮城県 土北部 道路課
25	秋田県 秋田市	
26	秋田県 能代市	(株) ティディイー
27	秋田県 大館市	
28	秋田県 にかほ市	
29	山形県 米沢市	(株) ソア
30	山形県 鶴岡市	(株) ティディイー
31	山形県 新庄市	(株) ティディイー
32	山形県 尾花沢市	(株) ティディイー
33	山形県 南陽市	(株) ティディイー
34	山形県 山辺町	(株) ティディイー
35	山形県 中山町	(株) ティディイー
36	山形県 河内町	(株) ティディイー
37	山形県 大石田町	(株) ティディイー
38	山形県 金山町	(株) ティディイー
39	山形県 鮎川村	(株) ティディイー
40	山形県 高島町	(株) ティディイー
41	山形県 川西町	(株) ティディイー
42	山形県 庄内町	(株) ティディイー
43	山形県 遊佐町	(株) ティディイー
44	福島県 福島市	福島県 土北部 土企企画課 福島県 土北部 土企企画課 大和ハウス工業（株）
45	福島県 郡山市	福島県 土北部 土企企画課 福島県 土北部 土企企画課 日本工営（株）
46	福島県 いわき市	福島県 土北部 土企企画課
47	福島県 白河市	福島県 土北部 土企企画課
48	福島県 須賀川市	日本大学・協同組合須賀川卸センター
49	福島県 喜多方市	福島県 土北部 土企企画課
50	福島県 伊達市	太陽誘電（株） 福島県 土北部 土企企画課
51	福島県 本宮市	福島県 土北部 土企企画課
52	福島県 会津坂下町	福島県 土北部 土企企画課
53	福島県 小野町	福島県 土北部 土企企画課 太陽誘電（株）
54	茨城県 水戸市	
55	茨城県 土浦市	
56	茨城県 常総市	
57	茨城県 常陸太田市	
58	茨城県 高萩市	
59	茨城県 取手市	
60	茨城県 ひたちなか市	
61	茨城県 東海村	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する 企業・団体等
62	茨城県 境町	一般財団法人 日本気象協会
63	栃木県 宇都宮市	
64	栃木県 野木町	
65	栃木県 那須町	
66	群馬県 前橋市	群馬県 県土整備部 河川課 太陽誘電（株）
67	群馬県 高崎市	群馬県 県土整備部 河川課
68	群馬県 桐生市	群馬県 県土整備部 河川課
69	群馬県 伊勢崎町	群馬県 県土整備部 河川課
70	群馬県 太田市	群馬県 県土整備部 河川課
71	群馬県 渋川市	群馬県 県土整備部 河川課
72	群馬県 藤岡市	群馬県 県土整備部 河川課
73	群馬県 富岡市	群馬県 県土整備部 河川課
74	群馬県 安中市	群馬県 県土整備部 河川課
75	群馬県 下仁田町	群馬県 県土整備部 河川課
76	群馬県 みなかみ町	群馬県 県土整備部 河川課
77	群馬県 玉村町	群馬県 県土整備部 河川課
78	群馬県 板倉町	群馬県 県土整備部 河川課
79	群馬県 邑楽町	群馬県 県土整備部 河川課
80	埼玉県 川越市	坂戸・鶴ヶ島下水道組合 エアロトヨタ（株） 共同体 埼玉県 県土整備部 河川砂防課
81	埼玉県 熊谷市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
82	埼玉県 川口市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
83	埼玉県 所沢市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
84	埼玉県 東松山市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
85	埼玉県 春日部市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
86	埼玉県 羽生市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
87	埼玉県 上尾市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
88	埼玉県 草加市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
89	埼玉県 越谷市	東電タウンプランニング（株） 埼玉県 県土整備部 河川砂防課 (株) 大創産業
90	埼玉県 蕨市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
91	埼玉県 戸田市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
92	埼玉県 入間市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
93	埼玉県 朝霞市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
94	埼玉県 志木市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
95	埼玉県 和光市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
96	埼玉県 桶川市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 加賀電子（株）・藤倉コンポジット（株） (株) 大創産業
97	埼玉県 久喜市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
98	埼玉県 八潮市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
99	埼玉県 富士見市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
100	埼玉県 三郷市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 一般財団法人 日本気象協会
101	埼玉県 坂戸市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
102	埼玉県 吉川市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
103	埼玉県 白岡市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課 日本航空電子工業（株）
104	埼玉県 伊奈町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
105	埼玉県 滑川町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
106	埼玉県 美里町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
107	埼玉県 松伏町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
108	千葉県 野田市	
109	千葉県 佐倉市	(株) 広域高速ネット二九六 (株) 建設技術研究所
110	千葉県 柏市	(株) ネオマルス
111	千葉県 我孫子市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
112	千葉県 香取市	太陽誘電（株）
113	千葉県 大網白里市	
114	千葉県 酒々井町	(株) 広域高速ネット二九六
115	東京都 文京区	
116	神奈川県 藤沢市	
117	新潟県 阿賀町	
118	富山県 高岡市	高岡ケーブルネットワーク（株）

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する 企業・団体等
119	富山県 射水市	(株) さるぼぼアラーム・三菱マテリアル（株）・ 射水ケーブルネットワーク（株）
120	石川県 金沢市	加賀電子（株）・藤倉コンポジット（株）
121	石川県 小松市	
122	長野県 須坂市	
123	岐阜県 岐阜市	
124	岐阜県 大垣市	(株) オリエンタルコンサルタンツ
125	岐阜県 恵那市	
126	岐阜県 土岐市	
127	岐阜県 海津市	
128	岐阜県 笠松町	
129	岐阜県 安八町	
130	静岡県 浜松市	浜名梱包輸送（株）
131	静岡県 沼津市	
132	静岡県 三島市	
133	静岡県 富士宮市	(株) オリエンタルコンサルタンツ
134	静岡県 磐田市	
135	静岡県 牧之原市	
136	静岡県 函南町	
137	静岡県 川根本町	
138	愛知県 豊橋市	(株) オートサーバー 損害保険ジャパン（株） 中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター あいおいニッセイ同和損害保険（株） セイコーインスツル（株）
139	愛知県 岡崎市	
140	愛知県 豊川市	
141	愛知県 豊田市	日本工営（株）
142	愛知県 安城市	
143	愛知県 稲沢市	
144	愛知県 東海市	知多メディアスネットワーク（株）
145	愛知県 田原市	
146	愛知県 清須市	
147	愛知県 幸田町	
148	三重県 津市	AIG損害保険（株） 中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
149	三重県 四日市市	四日市港管理組合 中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
150	三重県 桑名市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
151	三重県 鈴鹿市	三重県 県土整備部 道路管理課 中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
152	三重県 鳥羽市	三重県 県土整備部 河川砂防課 中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
153	三重県 熊野市	
154	滋賀県 野洲市	
155	京都府 長岡京市	
156	京都府 南丹市	
157	京都府 木津川市	亀岡電子（株）
158	京都府 大山崎町	
159	大阪府 堺市	大和ハウス工業（株） (株) 西武リアルティソリューションズ (株) オーク
160	兵庫県 姫路市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
161	兵庫県 豊岡市	東京海上日動火災保険（株）
162	兵庫県 加古川市	
163	兵庫県 西脇市	
164	兵庫県 小野市	
165	兵庫県 三田市	
166	兵庫県 養父市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
167	兵庫県 丹波市	(株) 石垣
168	兵庫県 南あわじ市	喜多機械産業（株）
169	兵庫県 朝来市	エアロトヨタ（株） 共同体
170	兵庫県 加東市	
171	奈良県 大和郡山田市	
172	奈良県 橿原市	
173	奈良県 川西町	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する 企業・団体等
174	奈良県 田原町	
175	和歌山県 有田市	TOPPANデジタル（株）
176	鳥取県 鳥取市	
177	鳥取県 米子市	
178	島根県 出雲市	
179	島根県 益田市	
180	島根県 江津市	
181	島根県 川本町	
182	岡山県 岡山市	国立大学法人岡山大学・（株）ブロードライン
183	岡山県 総社市	
184	岡山県 備前市	
185	広島県 廿日市市	
186	山口県 宇部市	
187	山口県 山口市	
188	山口県 田布施町	
189	徳島県 徳島市	喜多機械産業（株） 日亜化学工業（株）
190	徳島県 鳴門市	日亜化学工業（株）
191	徳島県 阿南市	日亜化学工業（株）
192	徳島県 吉野川市	
193	徳島県 美馬市	
194	徳島県 石井町	
195	徳島県 美波町	喜多機械産業（株）
196	徳島県 海陽町	
197	徳島県 真木よし町	
198	香川県 高松市	国立大学法人香川大学
199	香川県 丸亀市	国立大学法人香川大学
200	香川県 三豊市	国立大学法人香川大学
201	愛媛県 松山市	
202	愛媛県 新居浜市	(株) ハートネットワーク
203	愛媛県 大洲市	
204	高知県 高知市	ニッポン高度紙工業（株） (株) 大創産業
205	高知県 四万十市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
206	高知県 いの町	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター (株) 石垣
207	高知県 日高村	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディ ング（株）・（一財）河川情報センター
208	福岡県 大牟田市	(株) 大創産業
209	福岡県 久留米市	三井住友海上火災保険・積水樹脂・大東建託・大和 ハウス（株） Kyuホールディングス・アルインコ（株）
210	福岡県 直方市	
211	福岡県 小郡市	(株) Kyuホールディングス
212	福岡県 太宰府市	
213	福岡県 古賀市	
214	福岡県 糟津市	
215	福岡県 うきは市	大和ハウス工業（株）
216	福岡県 筑前町	(株) Kyuホールディングス
217	福岡県 添田町	(株) Kyuホールディングス
218	佐賀県 武雄市	(株) 大創産業
219	佐賀県 神埼市	(有) ジョイックス交通
220	熊本県 熊本市	
221	熊本県 御船町	
222	熊本県 甲佐町	
223	熊本県 球磨村	大和ハウス工業（株）
224	大分県 中津市	
225	大分県 日田市	
226	宮崎県 宮崎市	
227	宮崎県 都城市	
228	宮崎県 延岡市	
229	宮崎県 国富町	
230	宮崎県 綾町	
231	宮崎県 高鍋町	
232	宮崎県 木城町	
233	鹿児島県 鹿屋市	

3.水害リスク情報のオープンデータ化について

【現況と課題】 原典データの需要

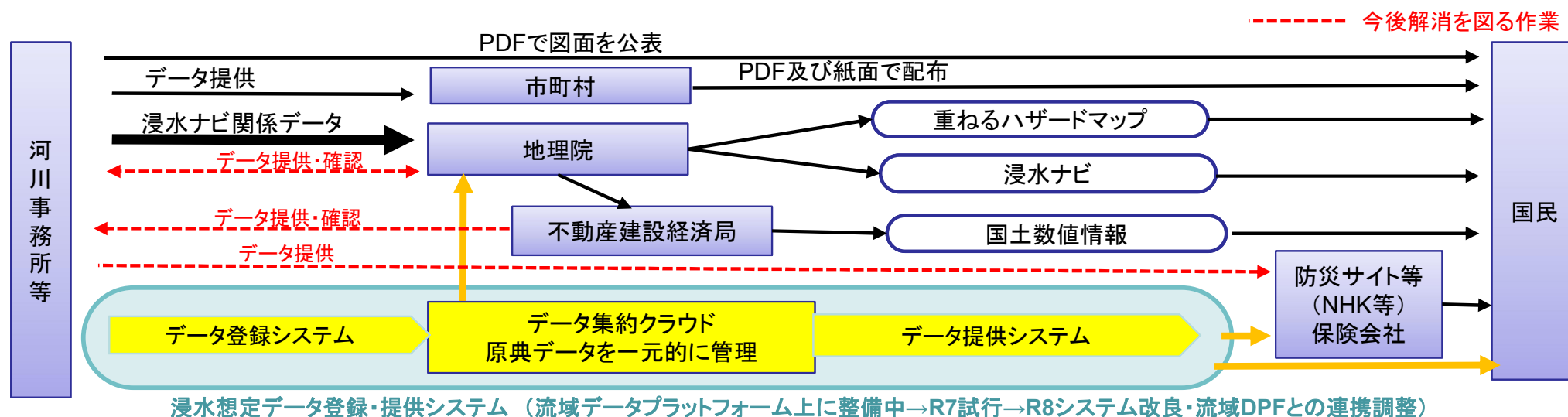
- 洪水浸水想定区域図等のデータについては、各事務所や自治体等のHPで公表するほか、重ねるハザードマップや浸水ナビ等での公開によるデータ活用促進を行っているところ。
- 近年、民間企業等の浸水対策やBCPの策定、水害保険など様々な場面でデータが活用されている中、上記で公表・公開していない「原典データ(CSV, SHAPEファイル等)」のオープン化のニーズも高まっている。
- 一方、原典データの提供は各事務所等で個々に対応を行っており、業務上の負担が生じている状況。

【対応状況】 データの集約・公開システム構築に向けた現況

- 洪水浸水想定区域図等の原典データのオープン化に向けた、登録・提供システムの構築について、R4年頃から着手。
- R6年度も連記業務にて、データの確認やシステムの開発等を実施。R7年度はデータ利用者向けの提供システムの試行運用を実施。**R8年度は、試行運用で抽出された項目についてシステム改良を行い、R9年度より運用を行う予定。**

【各地整等への依頼事項】 データの保存・精度確保

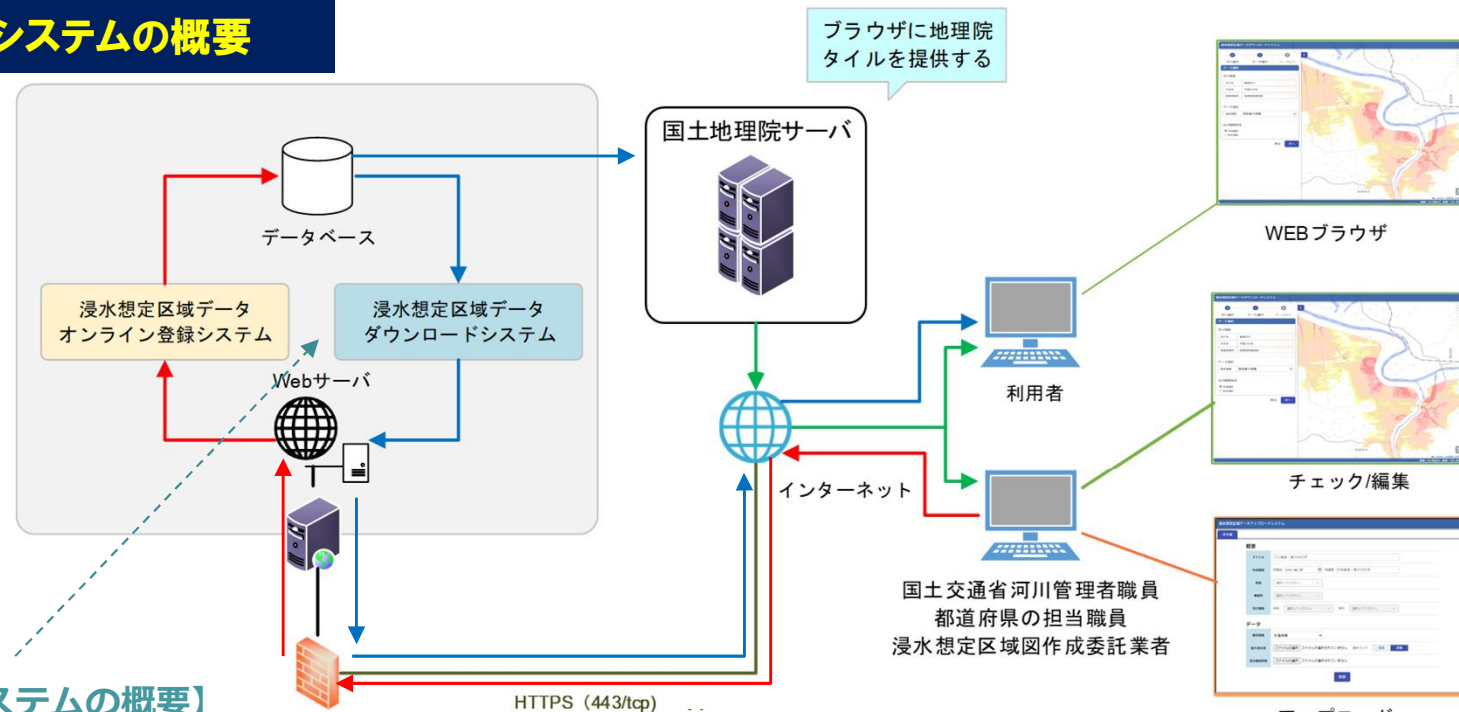
- 上記検討に、各河川の原典データが必要となること、令和5年3月16日付事務連絡等で依頼の通り、各データ(洪水浸水想定区域図、多段階浸水想定図、水害リスクマップ)について、DXデータセンターへの保存が未了の河川は、引き続き対応をお願いしたい。
- 浸水想定区域の新規作成(現在各都道府県で実施中)や見直しの際には「浸水想定区域図電子化ガイドライン(第5版)」(令和6年4月)に準拠すること。



浸水想定区域図オープンデータシステムの概要

目的

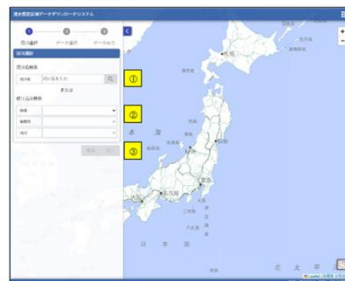
- ▶ 浸水想定区域図の原典データをアップロード・ダウンロードできる環境を構築し、迅速かつ確実なデータ集約及び公開を目指す。
- ▶ 正しい原点データを任意範囲または河川単位で提供する。



【浸水想定区域データダウンロードシステムの概要】

河川選択、データ範囲選択、形式（CSV、SHP等）選択を行い、使用したいデータをダウンロード

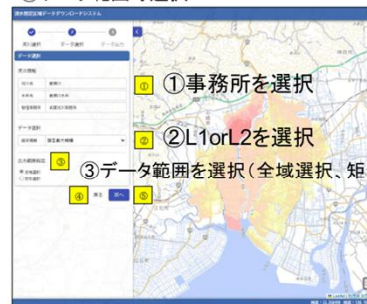
①河川等選択



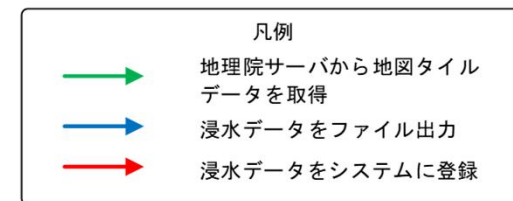
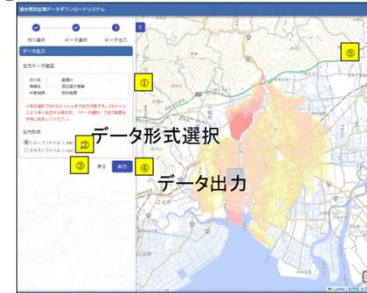
②'データ範囲選択' 矩形選択イメージ



②データ範囲等選択



③データ出力

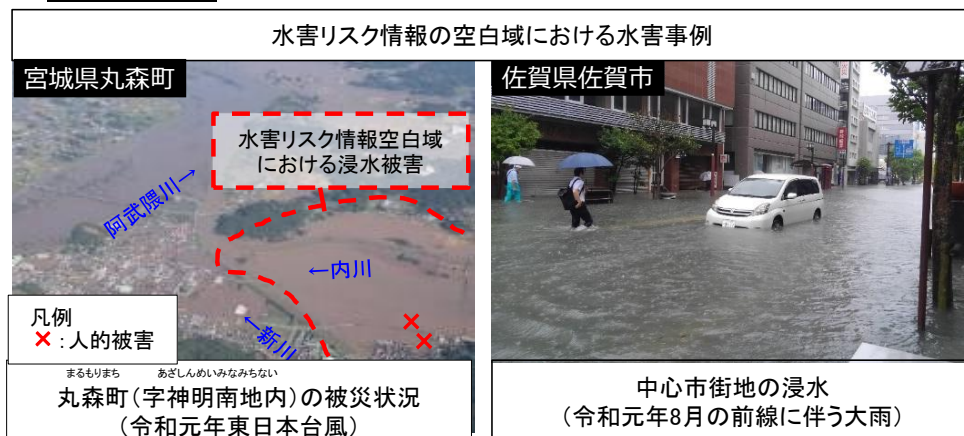


4.浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消について

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに約800団体完了を目指す。 ※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

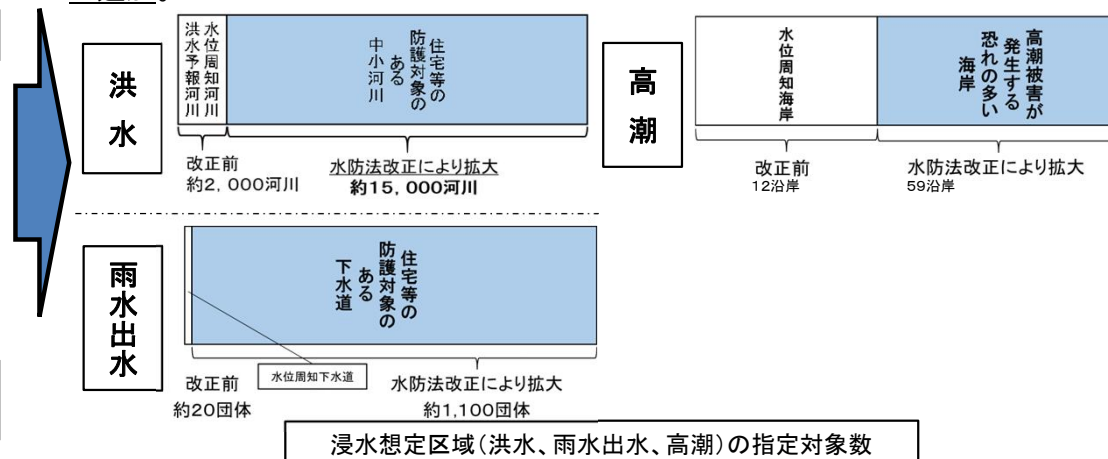
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体、高潮(高潮浸水想定区域)では59沿岸が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了※	

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

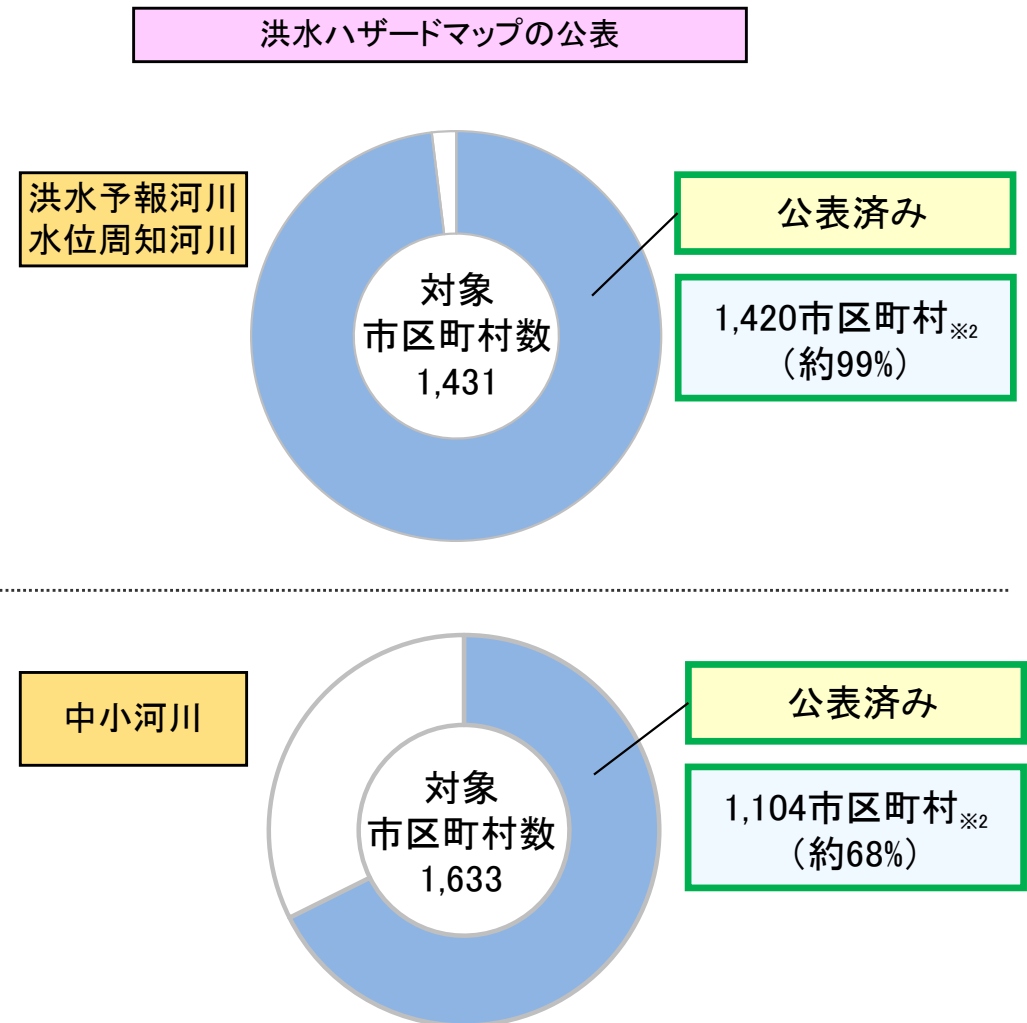
■ 水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	洪水(河川)		高潮(海岸)		雨水出水(下水道)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		津波・高潮危機管理対策緊急事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ ※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。	浸水想定区域図	ハザードマップ	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—		—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		津波・高潮危機管理対策緊急事業に該当する海岸		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。		○高潮浸水想定区域図の作成、津波浸水想定図の作成、ハザードマップ作成支援等が実施可能。 ○本事業の交付対象者は、海岸管理者		○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 ※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。	

- 洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)の指定済の割合は100%。
- 上記洪水予報河川、水位周知河川のうち、洪水ハザードマップ(想定最大規模降雨)の公表済の割合は約99%。
- 令和3年の水防法改正で新たに指定対象となった中小河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)の指定済の割合100%。(18,569河川)
- 上記中小河川のうち、洪水ハザードマップ(想定最大規模降雨)の公表済の割合は約68%。

令和8年3月末時点

洪水浸水想定区域の指定※1		
	対象河川数	指定済み河川数
洪水予報河川	441	441
水位周知河川	1,809	1,809
小計	2,250	2,250
中小河川	18,569	18,569
合計	20,819	20,819



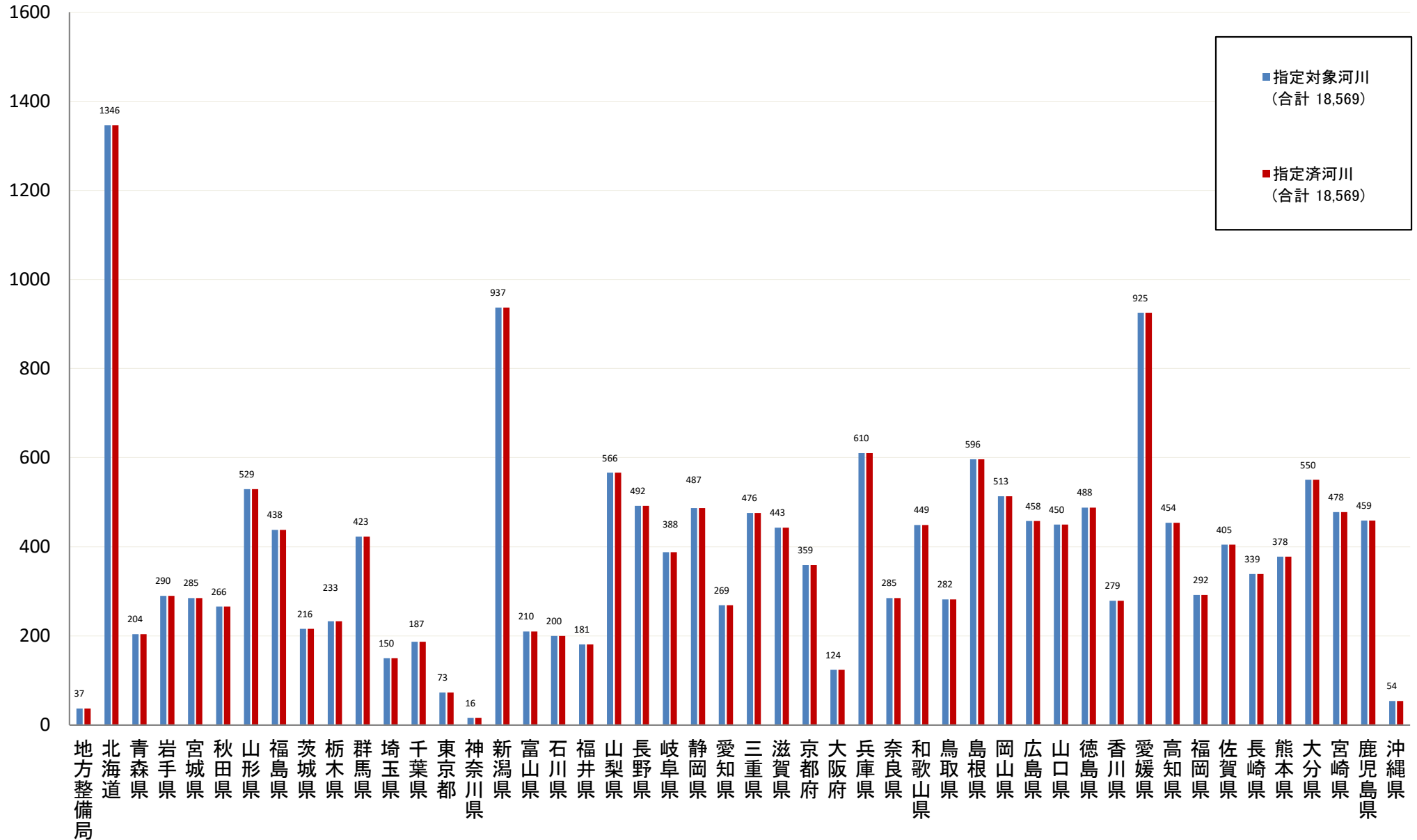
※1 洪水予報河川、水位周知河川、中小河川の河川数は、国・都道府県の合計値。

※2 洪水浸水想定区域が指定されている河川が存在する市区町村において、1河川以上の浸水想定区域図に対応したハザードマップを公表している市区町村数。

中小河川(洪水予報河川、水位周知河川以外の一級・二級河川)の洪水浸水想定区域指定状況

(令和8年3月末時点)

河川数



5.ハザードマップのユニバーサルデザイン化について

ハザードマップのユニバーサルデザイン化

- ハザードマップは住民の避難に役立つことが期待されている一方、情報の理解には一定のハードルがあり、例えば視覚障害者などに対応していないなど、情報へのアクセスが困難な場合がある。
- このような課題を踏まえ、全ての人が避難行動に必要な情報にアクセスできるように「重ねるハザードマップ」を改良するなど、ハザードマップのユニバーサルデザイン化を推進。

ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会

<開催状況>

開催日	会議名等
令和4年12月23日	第1回検討会
令和4年 3月11日	第2回検討会
令和4年 5月23日	第1回ワーキング会議
令和4年 7月22日	第3回検討会
令和4年11月29日	第4回検討会
令和4年12月20日	第2回ワーキング会議
令和5年 3月17日	第5回検討会



- 学識者のほか、視覚障害当事者が委員として参加。
- 内閣府、消防庁、厚労省と連携。
- ワーキング会議を開催し、視覚障害当事者や特別支援学校の先生等が参加。

重ねるハザードマップの改良

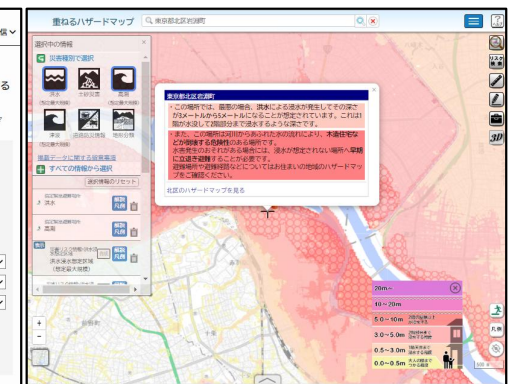
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の自然災害の危険性が自動的に文章で表示される機能を追加
- 視覚障害者を含め誰にでも分かるハザードマップへと改良し、全国の災害危険度情報が容易に把握可能に

(令和5年5月30日に運用開始)

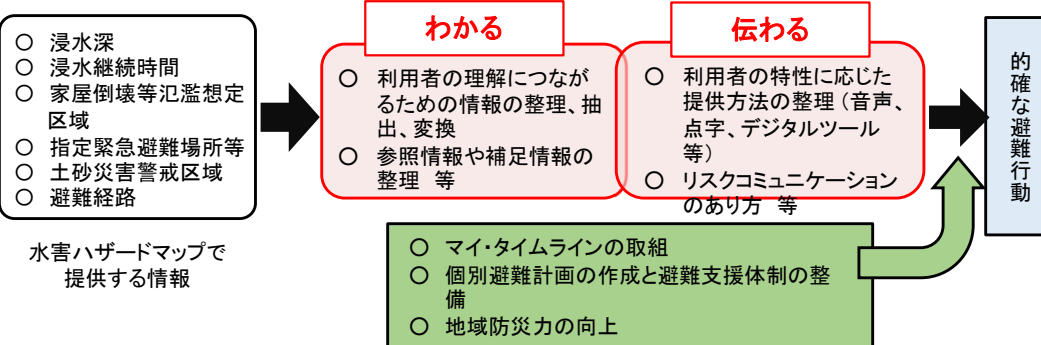
トップページの改良



文章による災害リスクの説明



ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会の目的と内容



水害ハザードマップ作成の手引き改定

■『ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会』の検討結果を踏まえ手引きを改定（令和5年5月：第5章を追加）

水害ハザードマップ作成の手引き

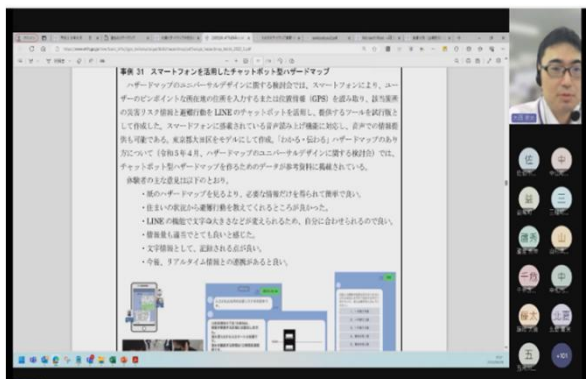
令和5年5月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

- 5.1 あらゆる主体に「わかる・伝わる」ハザードマップ
- 5.2 あらゆる主体が理解できるハザードマップの実現
- 5.3 あらゆる主体がアクセスできるハザードマップの実現
- 5.4 「わかる・伝わる」ハザードマップを公開するためのウェブサイトの姿

水害ハザードマップ作成について説明会開催

説明会(Web)開催状況



- 全国市区町村の担当者向けに『水害ハザードマップ作成に関する説明会』を開催（令和5年10月、令和6年6月、令和7年6月）
- ハザードマップのユニバーサルデザイン化の必要性および具体事例について周知

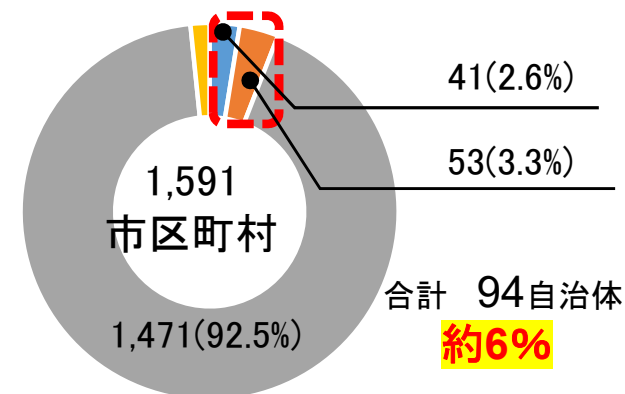
※『水害ハザードマップ作成に関する説明会』については、令和8年6月頃開催予定

障害に対応したハザードマップの自治体アンケート

- 自治体アンケート調査結果（令和3年度、令和6年度）。
- 令和6年度、アンケートの回答があった1,220自治体のうち、障害に対応したハザードマップを作成した自治体数は122市区町村となり、作成中・検討中を含めると243市区町村となった。
- 【作成、作成中・検討中】の割合が、令和3年度の約6%に対し、令和6年度は、約20%と増加している傾向。
- 令和7年度の状況についても、調査予定。

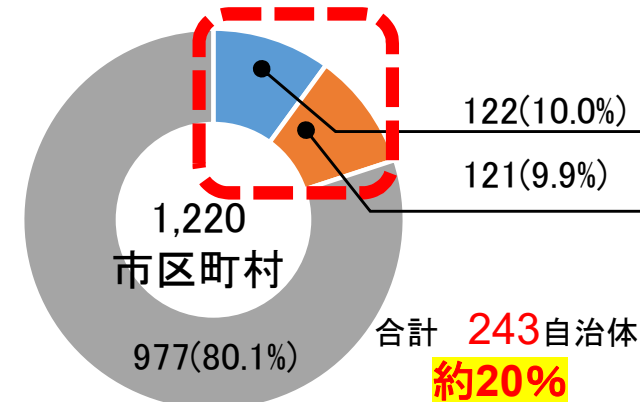
令和3年度

- 作成済
- 作成中・検討中
- 作成の予定なし
- 無回答



令和6年度

- 作成済
- 作成中・検討中
- 作成の予定なし

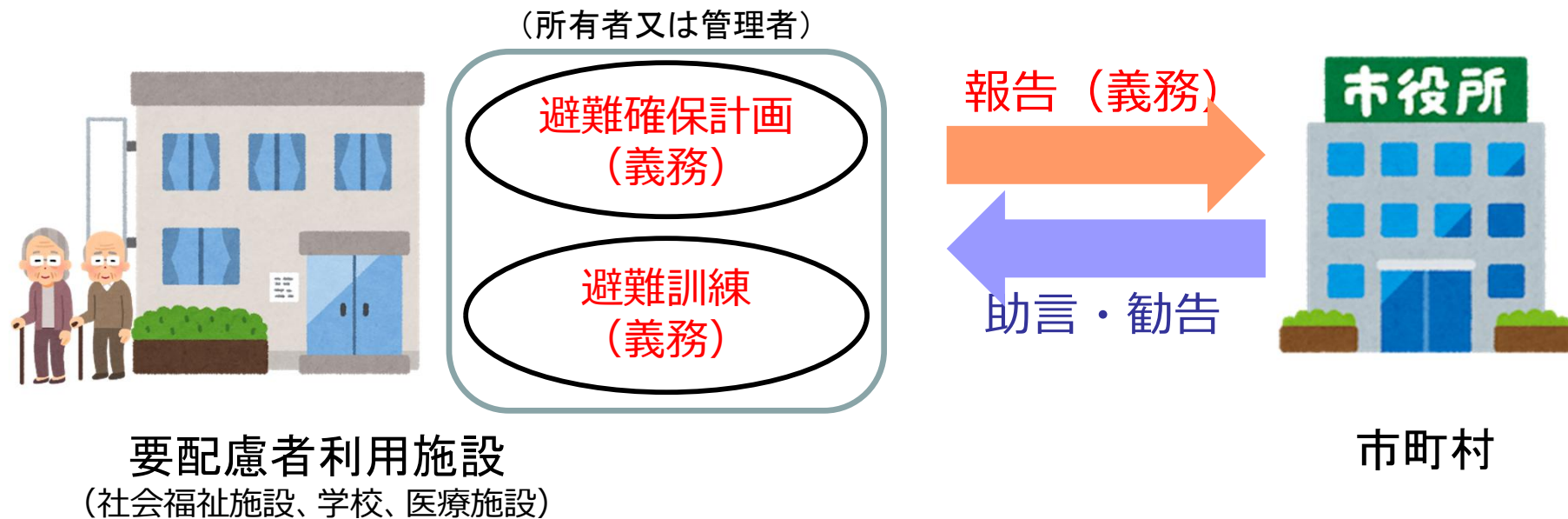


6.要配慮者利用施設の避難確保の取組について

要配慮者利用施設における避難確保の制度

- 市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、
 - ・ 避難確保計画を作成し、市町村長に報告すること
 - ・ 訓練を実施し、その結果を市町村長に報告することが義務づけられます。
- また、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村長は、施設管理者等に対して助言・勧告することができます。

【水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法】



※避難確保計画は、「非常災害対策計画」、「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」と一体的に作成することもできます

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

令和7年9月末時点

区分	対象施設 ※1	計画作成済み ※2	避難訓練の実施 (令和6年度内に実施) ※3
洪水	133,514	117,544	52,002
雨水出水	5,090	3,211	1,157
高潮	30,112	24,202	9,606
津波	12,775	9,722	4,544
土砂災害	23,012	20,651	9,707

(※：令和7年3月31日時点)

※1：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）、津波災害警戒区域（津波）、及び土砂災害警戒区域（土砂災害）に所在し、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数

※2：対象施設（※1）のうち、避難確保計画を作成した施設の数

※3：対象施設（※1）のうち、避難確保計画に基づく避難訓練を令和6年度内に実施した施設の数（令和7年3月31日時点）

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況(都道府県別)

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数、計画作成状況(洪水)

令和7年9月末時点

令和7年9月30日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 作成済施設数	避難確保計画 作成率
北海道	6,400	4,724	73.8%
青森県	1,507	1,430	94.9%
岩手県	1,314	1,069	81.4%
宮城県	2,342	2,003	85.5%
秋田県	1,064	1,005	94.5%
山形県	1,090	1,057	97.0%
福島県	1,724	1,511	87.6%
茨城県	1,286	1,225	95.3%
栃木県	1,689	1,537	91.0%
群馬県	1,940	1,892	97.5%
埼玉県	7,465	6,604	88.5%
千葉県	2,911	2,516	86.4%
東京都	8,810	7,521	85.4%
神奈川県	5,947	5,016	84.3%
新潟県	3,139	2,997	95.5%
富山県	1,668	1,556	93.3%
石川県	1,405	1,306	93.0%
福井県	1,692	1,622	95.9%
山梨県	1,243	1,055	84.9%
長野県	2,579	2,442	94.7%
岐阜県	3,078	2,710	88.0%
静岡県	4,252	4,038	95.0%
愛知県	8,250	6,469	78.4%
三重県	1,832	1,618	88.3%

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 作成済施設数	避難確保計画 作成率
滋賀県	1,772	1,501	84.7%
京都府	2,373	2,200	92.7%
大阪府	12,312	12,110	98.4%
兵庫県	5,668	4,865	85.8%
奈良県	823	679	82.5%
和歌山県	1,682	1,594	94.8%
鳥取県	662	656	99.1%
島根県	1,114	936	84.0%
岡山県	4,267	3,362	78.8%
広島県	3,379	3,201	94.7%
山口県	1,411	1,290	91.4%
徳島県	1,862	1,860	99.9%
香川県	1,180	1,009	85.5%
愛媛県	2,676	2,286	85.4%
高知県	1,354	1,169	86.3%
福岡県	5,335	4,098	76.8%
佐賀県	1,862	1,682	90.3%
長崎県	814	543	66.7%
熊本県	2,785	2,626	94.3%
大分県	1,788	1,709	95.6%
宮崎県	1,937	1,856	95.8%
鹿児島県	1,768	1,386	78.4%
沖縄県	63	3	4.8%
合計	133,514	117,544	88.0%

※作成率95%以上

※作成率70%未満

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号

平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 1 月 7 日

各都県 水防担当課長 殿

国土交通省 関東地方整備局
河川部 水災害対策センター長

要配慮者利用施設における避難訓練支援ツールの周知について

水防法第 1 5 条の規定により市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画の作成や訓練の実施等が義務付けられております。

今般、要配慮者利用施設における訓練実施を促進するため、施設管理者等が初めてでも容易に訓練が行える「避難訓練の支援ツール」を作成し、令和 5 年 9 月に関東地方整備局ホームページに掲載するとともに、支援ツールを紹介するチラシを作成しましたので、貴管内市区町村へ周知し、施設管理者等の訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

(参考)

避難訓練の支援ツールのホームページ掲載先（関東地方整備局ホームページ）

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>

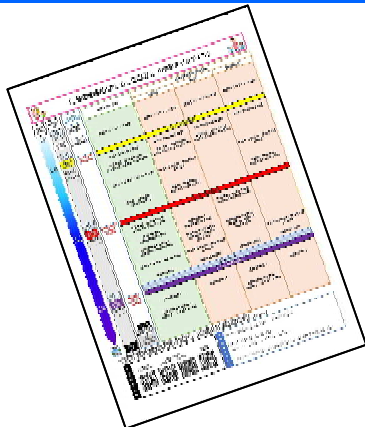
要配慮者利用施設 避難訓練支援ツール



市区町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が”義務”づけられています。水害時の避難訓練に役立つ4つの支援ツールを紹介するので、ご活用ください！！

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIGツール



要配慮者利用施設 浸水対策 関東

検索

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>



■情報収集に関する参考サイト

気象庁 防災情報	国土交通省 浸水ナビ	国土交通省 川の防災情報	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト	
○雨量や台風情報等の把握	○地点別の浸水深	○川の水位や 河川カメラ映像	○自治体の ハザードマップ	
				

■災害や気象に関する参考サイト

国土交通省 過去の災害記録 (全国の災害)	国土交通省 過去の災害記録 (関東地方の災害)	気象庁 顕著な災害時 の気象	気象庁 台風に関する知識	気象庁 線状降水帯 に関する知識
○被災写真や 動画等の記録	○関東地方の 大規模災害情報	○災害をもたらした 気象事例	○台風情報の種類 と表現方法	○線状降水帯の 各種情報
				

■避難確保計画・避難訓練に関する参考サイト

要配慮者利用施設における 避難確保に関する研修資料		要配慮者利用施設 における 避難に関する 計画作成の事例集	要配慮者利用施設 における 避難の取り組みの 成果事例集	避難訓練の映像
○事例を用いた 防災力の向上 (テキスト資料)	○事例を用いた 防災力の向上 (動画資料)	○避難方法等の 参考事例	○水害時の避難の 参考事例	○避難訓練の映像 (徳島県)
				洪水編 土砂災害編  

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害対策センター 水災害調査係
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
電話:048(601)3151(代表)

7.まるごとまちごとハザードマップについて

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報（想定浸水深や避難所の情報等）を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の醸成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ・ ハザードマップ作成対象自治体1,620のうち538市区町村（約33%）が設置（R7年9月時点）

【普及に向けた支援】

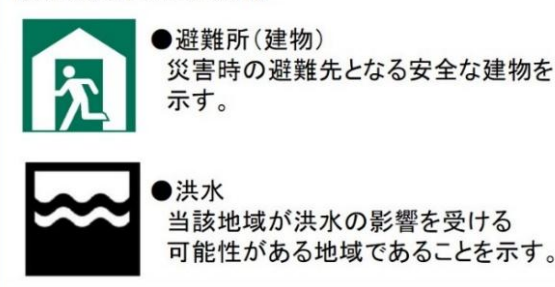
- ・ 防災・安全交付金による補助金制度が適用可能
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定（令和6年4月）

＜取組事例＞



電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】



〔出典：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕

《まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組》



■ 二次元バーコードによる防災情報の取得



浸水深が一目でわかるように工夫し、設置後も浸水リスクをより多くの住民に理解してもらうとともに、二次元バーコードにより自治体の防災情報サイトに接続が可能とする試行取組

背景

- 令和4年、国際規格であるISO22578(避難誘導標識などに関する国際規格)が開発された。
- 令和6年8月、JIS Z 8210(案内用図記号)において、洪水/内水氾濫の災害種別補助図記号がISO22578に準じて変更され、新たに洪水/内水氾濫の注意図記号が追加されるなどの改定が実施された。
- 令和8年3月、防災標識の配置や内容に関するルールを規定しているJIS Z 9098(災害種別避難誘導システム)において、ISO22578に準じた改定が実施された。
- 上記を踏まえ、令和8年4月に、「まるごとまちごとハザードマップ作成の手引き」の改定を予定している。

改定内容

- 洪水/内水の災害種別補助図記号の変更、注意図記号の追加。
- 高潮の注意図記号の追加。
- 津波の災害種別補助図記号、注意図記号の追加。

まるまち手引き(改定前)

災害種別	図記号					
	災害種別補助図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	津波避難場所	津波避難ビル
洪水		—			—	—
内水氾濫						
高潮					—	—
津波						
						

まるまち対象
範囲(改定前)

まるまち手引き(改定後)

災害種別	図記号					
	災害種別補助図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	津波避難場所	津波避難ビル
洪水					—	—
内水氾濫						
高潮					—	—
津波						
						

まるまち対象
範囲(改定)

※高潮に定期用することも可

8. マイ・タイムラインについて

○国土交通省では、マイ・タイムライン普及の取組を支援するため、「かんたん検討ガイド」の作成や防災教育のほか、防災・安全交付金による財政支援を行っており、引き続き、市町村によるマイ・タイムライン普及の取組を促進していく。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



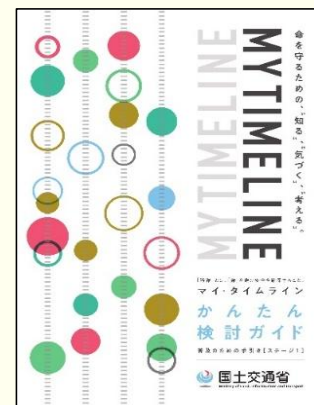
日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会 R7.5.17



気象キャスターを対象とした講習会
R7.6.7

■マイ・タイムライン作成支援ツール

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開



マイ・タイムラインかんたん検討ガイド



地域におけるマイ・タイムライン取組事例集

支援の取組を実施している市町村数：(R7年9月末)
全国： 957／1,620 市町村

■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1／2)



逃げキッド[®]

マイ・タイムライン^{けんとう} 検討ツール

余裕を持って安全に避難するために。
マイ・タイムラインをつくって、いざという時の自分の行動を考えておきましょう!

3日前

マイ・タイムラインが
あるとき

マイ・タイムラインが
ないとき

台風が発生したんだって!
台風情報です

マイ・タイムラインでは
持ち物を確認する
ことにしていたわね

薬がもうないから
今のうちに病院に
行かないと!

台風が発生したんだって!
台風情報です

へえ〜
上陸する
のかなあ?

雨が強く
なってきた

マイ・タイムラインには
情報を集めるって
かいてるよ!

川の水位を
チェックしておくよ

スマホで
調べてみようか

なんか
雨も風も
強くなってきたかな!?

わあ。
すごいねー!

川の水位が
上がってきて
みたいだよ

避難指示
だって!

ひなんし
避難指示が
発令されました。

タイムラインでは
避難開始ね!

準備はできてるね?
今のうちに
逃げよう!

足元に
気をつけて!

避難指示!? どうしよう!

どこに逃げれば
いいんだっけ?

スマホの充電が
切れそう...

歩けるうちに
避難できたね。

よかった!

助けをえ!

はんらんはっせい
氾濫発生

し ぐ まち むら
市・区・町・村

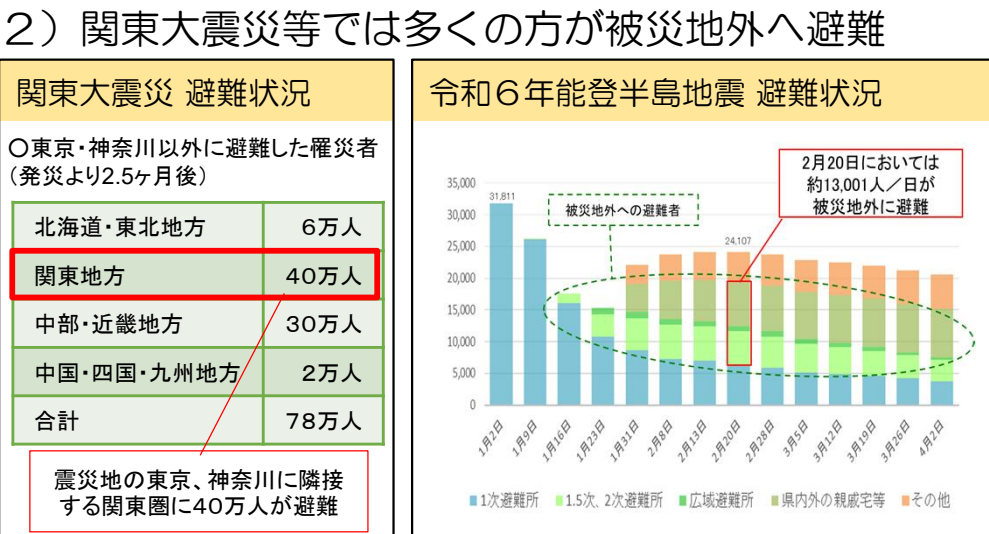
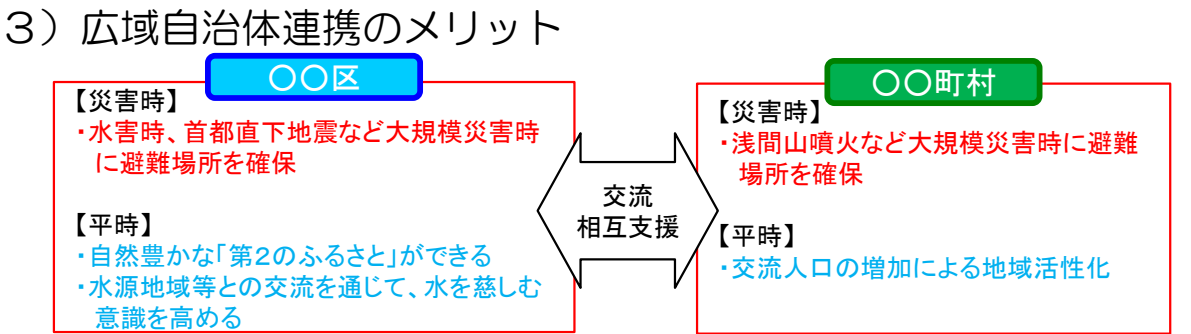
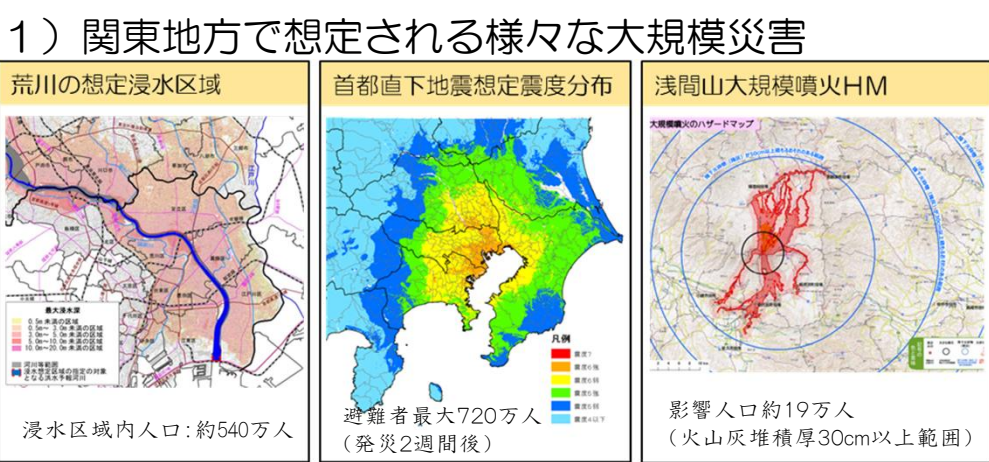
ち ぐ
地区

け
家 マイ・タイムライン

9.広域自治体連携ミーティングについて

関東圏の防災力の強化 広域自治体連携ミーティング

- 関東地方では、水害・地震・噴火など、様々な大規模災害が想定されるところ。
- 関東大震災では、多くの方が都心から北関東などへ一時的に避難。能登半島地震においても、多くの方が被災地以外へ避難。また自治体間の対口支援も実施されたところ。
- そのような災害時の相互支援を実施するためには、平時からの連携・交流が重要であるとともに、このような、広域連携は相互の地域・自治体にメリットがあるもの。
- そのため、関東地方整備局として、関東圏の防災力の強化を図るため、首長によるミーティング開催等を通じ、伴走支援を実施。



4) 広域自治体連携ミーティング 開催状況

- 【第1回】令和5年12月13日(水)：川場村役場
※参加自治体数：7自治体(内首長参加6名)
- 【第2回】令和6年6月26日(水)：北とぴあ
※参加自治体数：23自治体(内首長参加20名)
- 【第3回】令和7年2月6日(木)：北とぴあ
※参加自治体数：24自治体(内首長参加17名)
→自治体間の連携をより一層深化するため、「共同宣言」を実施
- 【第4回】令和8年1月13日(火)：北とぴあ
※参加自治体数：25自治体(内首長参加20名)
→「共同宣言」の実効性を高めるため、「取組方針」を共有

国による伴走支援を継続して実施

地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言

26自治体 首長の署名

- 住民間及び団体間の交流
- 地域振興に関わる交流
- 広域避難を含めた災害時の応援
- 地域の保全・発展のための連携

第3回 広域自治体連携ミーティング 令和7年2月6日
地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言

- 令和5年12月13日(水)15:30～17:00 川場村役場 交流ホールで開催
- 参加者 沼田市長、長野原町長、嬭恋村長、片品村長、川場村長、みなかみ町長、世田谷区、吾妻郡・利根郡自治体関係者、関東地方整備局(全35名)
- 挨拶 国土交通省 関東地方整備局長
- 背景説明 国土交通省 関東地方整備局河川部長
- 講演 川場村役場 外山村長「川場村のむらづくり」
- 全体ミーティング 事例紹介(東吾妻町及び草津町の自治体連携事例)、意見交換

主催：国土交通省関東地方整備局 河川部

- ◇ 大規模災害に備え、平時から都市と地方の連携を深めていくことを目的として、川場村と世田谷区の縁組協定の事例を参考に群馬県北部地域の自治体と意見交換。
- ◇ 気候変動の影響で多発する水害や首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生した際、多くの避難者受入など相互支援が円滑にできるよう平時からの体制づくりの必要性を確認。

■開催状況



■挨拶 関東地方整備局 藤巻局長



「大規模災害に備え事前防災対策をより一層加速化させていくことが重要」

「地方と都市部のお互いの良いところを生かしながら、平時から連携関係を築けていけるよう皆さんと考えていきたい。」

■講演 川場村役場 外山村長



『川場村のむらづくり』

- ・ 農業プラス観光(政策)
- ・ 都市交流事業
- ・ 田園プラザ事業
- ・ 木材コンビナート事業
- ・ 新庁舎の紹介
- 災害時の活用
- バイオマス自家発電設備など

■意見交換の様子



沼田市長



嬭恋村長



長野原町長



世田谷区交流推進課長



片品村長



みなかみ町長

■主な意見

- 都市部にはない豊かな自然や人の温かさやを求めて村と縁組協定を結び、小学生の移動教室による農作業体験や区イベントでの物産販売など多くの交流を行っている。(世田谷区)
- 大災害時は1自治体だけで避難者を受け入れられない。緑豊かで心温かい利根沼田、吾妻がスクラムを組んでいくことが大切。(長野原町長)
- 北毛地域には宿泊施設も多い。各自治体の都市部との交流をより広域化し、一歩一歩前に進めていきたい。(嬭恋村長)

広域自治体連携ミーティングを開催しました

主催：国土交通省関東地方整備局

開催状況

■ 大規模災害に備え平時から都市と地方の連携を深めていくことを目的として、自治体からの事例をもとに意見交換を実施。

○開催日時：令和6年6月26日（水）15:30～ 【於：東京都北区 北とぴあ】

○参加者：群馬県【沼田市長、中之条町長、長野原町長、嬬恋村長、高山村長、東吾妻町建設課長、片品村長、川場村長、みなかみ町長】

埼玉県【川口市危機管理部長、秩父市長、戸田市長、横瀬町長、皆野町長、長瀬町長、小鹿野町長】

東京都【墨田区長、江東区長、北区長、板橋区長、足立区副区長、葛飾区長、江戸川区長】

関東地方整備局【局長、河川部長、荒川下流河川事務所長、利根川ダム統合管理事務所長、二瀬ダム管理所長】

○挨拶、事前説明：国土交通省 関東地方整備局長、河川部長

○全体ミーティング 事例紹介（葛飾区長・秩父市長・中之条町長）、意見交換

【結果】災害時の相互支援のため平時からの顔の見える関係づくり 及び 広域自治体連携ミーティング継続の必要性を確認。

■ 開催状況



■ 挨拶 関東地方整備局 藤巻局長



「大規模災害に備え事前防災対策をより一層加速化させていくことが重要」

「地方と都市部のお互いの良いところを生かしながら、平時から連携関係を築けていけるよう皆さんと考えていきたい。」

■ 全体ミーティング 事例紹介



葛飾区長

災害時相互応援協定、江東5区広域避難の取り組み等



秩父市長

豊島区との自治体連携事業等



中之条町長

北区との災害時相互支援、交流事業等

■ 全体ミーティング 主な意見

- 自治体間の広域連携の強化は大変重要。今後、慣れない土地でも安心して避難生活ができる環境を整えていく。（板橋区長）
- 連携を深めるためには、各自治体がどのような地域か理解することが重要。そのため、本ミーティングのような緩やかな交流から進めていくことが大事。（長野原町長）
- 能登半島地震の際、被災市町村との協定がなく、的確な人的支援が難しい部分もあったため、即時的な支援が可能となる実効性のある協定を増やしていきたい。（江東区長）
- 自治体により様々な条件・状況があるので、引き続き、コーディネート役を国でやっていただきたい。（秩父市長）

26自治体の首長が広域自治体連携に向けた共同宣言を行いました

開催状況

主催：国土交通省関東地方整備局

- 大規模災害に備え平時から都市と地方の連携を深めていくことを目的として、第3回広域自治体連携ミーティングを開催。
- 関係する26自治体のうち24自治体（うち首長参加17自治体）が参加、「地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言」を行い、共同宣言の内容をテーマに意見交換を実施
- 開催日時：令和7年2月6日（木）15:30～ 【於：東京都北区 北とぴあ】
- 参加者：群馬県【沼田市長、長野原町未来ビジョン推進課長、嬬恋村長、草津町長、東吾妻町長、片品村長、川場村長、昭和村長、みなかみ町長】
埼玉県【川口市副市長、秩父市長、戸田市危機管理監、横瀬町長、皆野町長、長瀬町長、小鹿野町長、東秩父村副村長】
東京都【墨田区都市計画部危機管理担当部長、江東区長、北区長、板橋区長、足立区副区長、葛飾区副区長、江戸川区長】
関東地方整備局【局長、河川部長、荒川下流河川事務所長、利根川ダム統合管理事務所長、二瀬ダム管理所長】
- 挨拶、事前説明：国土交通省 関東地方整備局長、河川部長
- 共同宣言の実施、全体ミーティング（意見交換）

【結果】共同宣言を踏まえて、流域全体での災害協定締結の提案があった。そのような協定締結には、災害時のみならず平時の連携も含めた内容が必要との意見もあり、引き続き、国が伴走支援していくことを確認した。

■開催状況



■挨拶、ご発言 関東地方整備局 岩崎局長

「R6能登半島地震など、頻発化・激甚化する災害に対して、広域支援体制や平時からの連携の重要性を改めて認識。」



「災害時の取り組みを自分事化することが大事。災害時に備え平時から連携することで相互理解も深まる。自治体の取り組みが円滑に発展してくためにも引き続き、国がコーディネート役として支援していく。」

■全体ミーティング 主な意見

- 前回ミーティング（R6.6.26）で廃校活用の提案をしたが、その後、墨田区より相談があった。R7年度には、廃校活用検討委員会を立ち上げ、廃校活用の方向性を決めていく予定（長瀬町長）
- 東日本大震災の際、南相馬市より避難者を受け入れたことを契機に防災協定を結ぶとともに、今でも交流を行っている。こうした関係人口を作っていくことが肝心（片品村長）
- 共同宣言を踏まえ、流域全体での災害協定の締結を提案。協定締結により広域連携の実効性、災害対応力の強化につながればと考える（江戸川区長）
- 上流と下流の地域がwin-winの関係を築くためには、災害時の協定と平時の連携（例えば水源を守る森林整備など）をセットで進めていく必要がある（横瀬町長）
- 広域自治体連携を進めていくために、引き続き、国土交通省の支援をいただきたい（江戸川区長、嬬恋村長、川場村長）



長瀬町長



横瀬町長



江戸川区長



片品村長

■ 大規模災害に備え平時から都市と地方の連携を深めていくことを目的として、第4回広域自治体連携ミーティングを開催。

■ 関係する26自治体のうち25自治体（うち首長出席20自治体）が出席、「地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言」に対する取組方針を共有し、共同宣言の実効性を高めるべく意見交換を実施

○開催日時：令和8年1月13日（火）15:30～ 【於：東京都北区 北とぴあ】

○出席者：群馬県【沼田市長、中之条町長、長野原町長、嬭恋村副村長、高山村長、東吾妻町長、片品村長、川場村長、昭和村長、みなかみ町長】
埼玉県【川口市副市長、秩父市長、戸田市危機管理監、横瀬町長、皆野町長、長瀬町長、小鹿野町長、東秩父村長】
東京都【墨田区長、江東区危機管理室長、北区長、板橋区長、足立区副区長、葛飾区長、江戸川区長】
関東地方整備局【局長、河川部長、荒川下流河川事務所長、利根川ダム統合管理事務所長、二瀬ダム管理所長】

○挨拶、事前説明：関東地方整備局長、河川部長

○取組方針の共有、全体ミーティング（意見交換） ◆ 傍聴：建設工業新聞、建設通信新聞、建通新聞、東都よみうり新聞、日本経済新聞（5社）

【結果】取組方針を共有し、連携自治体間における流域全体での災害協定締結や広域避難を想定した共同訓練の実施に向けて具体的に取組んでいくことを確認した。併せて、平時の連携も含め、引き続き国が伴走支援していくことを確認した。

■開催状況



■挨拶、ご発言 関東地方整備局 橋本局長

「平時からの交流が重要と改めて認識。それが災害時の連携にもつながる。

国として、平時の交流、災害時の協定など、本取組がレベルアップできるよう、引き続き、伴走支援していく。」



■全体ミーティング 主な意見

➢ 様々な課題を解決するために流域連携が大変重要。日頃の交流から災害時に助け合う関係に結び付けたい。（秩父市長、葛飾区長）

➢ 本ミーティングを受け、連携自治体を対象とした広域避難時の被災者移送にかかる協定をバス事業者と結んだ。今後は被災者の移送訓練等を検討していければと考える。（沼田市長）

➢ 流域全体（連携自治体間）での協定が必要。そこから平時の交流にもつながる。（墨田区長、江戸川区長）

➢ 引き続き、国土交通省の支援をいただきたい。（江戸川区長）



「地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言」 に対する取組方針

「地域間における広域連携の強化に向けた共同宣言」（以下「共同宣言」という）を行った、利根川上流、荒川上流、荒川下流の各自治体（以下「連携自治体」という）は、以下の取組方針に沿って、持続的な交流及び実効性のある協力関係の発展に向けて取り組んでいきます。

1 住民間および団体間の交流

（1）農林業、環境、文化、スポーツ等を通じた体験、学習の実施

次世代を担う子どもたちが、互いの地域の自然や文化を学び、友情を育むための交流プログラムの定期的な実施に努めます。また、連携自治体の伝統行事やスポーツイベントへの相互参加を促し、住民間の直接的な交流機会を創出するよう努めます。

2 地域振興に関わる交流

（1）各種イベント等への出展による情報発信、広報活動

連携自治体が主催するイベント等に相互に出展し、それぞれの魅力や情報を広域的に発信する等、交流人口の増加につなげることを目指します。

（2）暮らし体験、移住者交流会等を通じた定住人口、関係人口増加に向けた連携

移住希望者を対象とした暮らし体験ツアーや、移住者同士の交流会を共同で開催すること等、地域の魅力を共有し、定住人口の増加だけでなく、地域と継続的に関わる「関係人口」の創出に向けた連携を強化するよう努めます。

3 広域避難を含めた災害時の応援

災害発生時に備え、連携自治体は以下の事項を定めた相互応援協定の締結や、広域避難を想定した共同訓練の実施について検討し、有事の際の迅速かつ円滑な対応を可能にするための準備を進めていきます。

ア 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供

イ 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策資器材の提供または貸与

ウ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

エ 被災者の一時収容のための施設の提供と移送の実施

オ 復興資材の供給

カ 避難訓練の実施

キ その他、特に要請があった事項

4 地域の保全・発展のための連携

（1）森林整備事業の実施等による流域治水や脱炭素社会実現に向けた連携

共通の財産である河川や森林を守るため、連携して森林整備事業を実施する等、流域治水や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことを目指します。

（2）公共施設の遊休化対策にかかる連携

遊休化している公共施設について情報を共有し、共同での利活用や新たな活用に努めます。

これらの取組を推進することで、連携して安全で安心な地域を作るとともに持続的な繁栄を目指します。

令和8年1月13日

広域自治体連携ミーティング

沼田市長

星野 稔

長瀬町長

鈴木日出男

中之条町長

外丸茂樹

小鹿野町長

森 真太郎

長野原町長

萩原陸男

東秩父村長

高野貞宜

嬭恋村長

熊川 栄

川口市長

奥木信夫

草津町長

黒岩信忠

戸田市長

菅原文仁

高山村長

後藤章三

墨田区長

山本 亨

東吾妻町長

中澤恒喜

江東区長

大久保朋果

片品村長

梅澤志平

北区長

山田加奈子

川場村長

外山京太郎

板橋区長

坂本 健

昭和村長

高橋幸一郎

足立区長

近藤 弥生

みなかみ町長

阿部 賢一

葛飾区長

青木克徳

秩父市長

清野和孝

江戸川区長

斎藤 猛

横瀬町長

富田能成

立会人

橋本雅道

皆野町長

黒澤栄則

関東地方整備局長